

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、
研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業」

「研修カリキュラム作成委員会 資料」

令和元年度

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、
研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業」

「研修カリキュラム作成委員会 資料」

- 研修カリキュラム作成委員会 委員名簿
- 研修カリキュラム作成委員会及びワーキンググループ実施経過
- 研修カリキュラム作成委員会実施報告
- 「地域生活定着支援センター職員として求められる資質及び望ましい力」
(階層ごとの資質や到達点等の一覧)
- 定着支援センター職員に係る研修カリキュラム (初任・中堅)
- 第1回 研修カリキュラム作成委員会 資料
- 第2回 研修カリキュラム作成委員会 資料

令和元年度 厚生労働省社会福祉推進事業
「研修カリキュラム作成委員会」委員名簿

1. 「研修カリキュラム作成委員会」委員

(敬称略)

	所属	全定協	氏名
1	一般社団法人スローコミュニケーション 代表	有識者	野澤 和弘
2	社会福祉法人 南高愛隣会 理事	有識者	村木 太郎
3	立命館大学 法学部 教授	有識者	森久 智江
9	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 副参事・障害福祉専門幹	行政	大平 眞太郎
4	社会福祉法人 グロー 理事長	代表理事	北岡 賢剛
5	NPO法人 抱樸 専務理事	理事(副会長)	森松 長生
6	社会福祉法人 北海道社会福祉業団 理事長	理事	内海 敏江
7	和歌山県地域生活定着支援センター 所長	理事	松本 一美
8	弁護士法人ソーシャルワーカーズ 代表弁護士	監事	浦崎 寛泰
10	大阪府地域生活定着支援センター 所長	研修部会長	山田 真紀子
11	茨城県地域生活定着支援センター 所長	研修部会員	酒寄 学
12	福岡県地域生活定着支援センター センター長	研修部会員	小畑 孝仁
13	長崎県地域生活定着支援センター 所長	事務局長	伊豆丸 剛史

2. オブザーバー（国関係者）

1	厚生労働省社会・援護局総務課	課長補佐	青木 出
2	法務省矯正局総務課更生支援室	室長	小島 まな美
3	法務省保護局観察課	調査官	林 寛之

研修カリキュラム作成委員会及びワーキンググループ実施経過

<1. 委員会>

■第1回

開催日時	令和元年12月7日(火)13:30～
会場	法務省7階共用会議室

■第2回

開催日時	令和2年12月7日(火)13:30～
会場	航空会館

※委員会の参加者は、前ページの名簿記載者と同じ。

<2. ワーキンググループ>

■メンバー

所属		全定協	氏名
社会福祉法人 グロー	理事長	会長	北岡 賢剛
NPO 法人抱樸	専務理事	副会長	森松 長生
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課	副参事・ 障害福祉専門幹	有識者	大平眞太郎
和歌山県地域生活定着支援センター	所長	研修部会担当理事	松本 一美
大阪府地域生活定着支援センター	所長	研修部会長	山田真紀子
長崎県地域生活定着支援センター	所長	事務局長	伊豆丸剛史
滋賀県地域生活定着支援センター	所長	広報部会長・事務局	柴田有加里
滋賀県地域生活定着支援センター	相談員	事務局	御代田太一

■第1回(キックオフ会議)

開催日時	令和元年8月28日(水)13:30～
会場	滋賀県 大津合同庁舎

■第2回

開催日時	令和元年10月8日(火)13:30～
会場	滋賀県 大津合同庁舎

■第3回

開催日時	令和2年2月3日(月)13:30～
会場	滋賀県 大津合同庁舎

■第4回

開催日時	令和2年2月26日(水)13:30～
会場	滋賀県 大津合同庁舎

■第5回

開催日時	令和2年3月19日(木)9:00～
会場	滋賀県 大津合同庁舎

「研修カリキュラム作成委員会」実施報告

一般社団法人

全国地域生活定着支援センター協議会

第1回 研修カリキュラム作成委員会 (12/17)

- 同じく令和元年度社会福祉推進事業で取り組む「ワーキング・チーム」で実施した「定着経験年数3年以下職員へのアンケート調査」の集計結果（途中経過）を提示した。
- このアンケートでは、以下のようなことが見えてきた。
 1. 全国の定着支援センター職員の「55.3%」が、定着支援センター経験3年以下であった。
 2. これらの層では、受入先の調整に係る困難さやセンターにおけるスーパーバイズ的环境がない等の切実な声が聞かれた。
- 相談支援専門員の研修カリキュラムを参考に、初任（3年未満）・現任（3年以上）・管理者の別に、それぞれの階層に求められる資質や到達点等を「定着支援センター職員に求められる資質及び望ましい力」として、各階層に求められる資質・獲得目標を一覧にまとめた。
- 第1回研修カリキュラム作成委員会においては、これらをもとに協議を行った結果、定着支援センター職員に特化した研修カリキュラム等に関して、以下のようなポイントが見えてきた。
 1. 相談窓口の必要性（経験年数の浅い職員の不安全感の軽減・スーパーバイズできる環境の確保）
 2. 実は管理者こそ孤立しているのではないか？
 3. 自己の到達点の視覚化の必要性
 4. 人材交流の有用性
 5. 交渉・コーディネート能力の重要性
- ◆第1回研修カリキュラム作成委員会でのまとめ（第2回までの課題）
 - ・上記のポイントについて、研修カリキュラムに盛り込むことで効果が期待できるものと、従前からの運用の見直しにより改善が期待できるものとに整理する。
 - ・その上で、研修カリキュラムに盛り込むことにより効果が期待できるものについては、より具体的な内容を検討し実際にカリキュラムの作成に着手する。
 - 管理者の孤立や交渉・コーディネート能力の養成を研修カリキュラムに組み込むこととする。

第2回 研修カリキュラム作成委員会 (2/17)

- 第1回を踏まえ、上記4点の課題を一覧表にまとめたほか、実際に初任者・中堅者の別に作成した研修カリキュラム案を提示した。
- 同じく令和元年度社会福祉推進事業で行った初任者向けの「初任者研修」、中堅者・管理者向けの「リーダー研修」の参加者レポート等を提示した。
- ◆第2回研修カリキュラム作成委員会でのまとめ
 - ・初任者については、生きづらさを抱えた人たちに伴走することに対して不安を抱えている職員も多いことから、まず定着業務の基軸となる「理念」を学ぶことに重点を置いたカリキュラムにするとともに、支援において壁に直面したとき等の対応方法等も組み込む。
 - ・中堅者・管理者については、組織マネジメントに軸足を置いた内容とし、特に管理者は異動1年目から任される等、背景が様々であることを踏まえ、定着支援センターとしてなすべきことや、それまでの経験の再確認、組織マネジメントについて実践的に学ぶ内容をメニューに反映させる。

ワーキンググループの実施

■委員会の前後に全定協事務局メンバー等から成るワーキンググループを実施し、委員会に係る各種資料の準備や成果物の作成等に当たった。

研修カリキュラムの成果物について

- ◆第2回委員会における区分けも踏まえ、下記のようにカリキュラムの成果物を作成した。
 - ①初任者・中堅者・管理者の別に、それぞれの階層に求められる資質や到達点等をカテゴリ分けし、一覧にまとめた「定着支援センター職員に求められる資質及び望ましい力」を作成した。
 - ②上記を基に、具体的なカリキュラム（初任者・中堅者）に整理した。
- ◆成果物は下記の通りである。
 - ①「定着支援センター職員に求められる資質及び望ましい力」（階層ごとの資質や到達点等の一覧表）
 - ②初任者・研修カリキュラム
 - ③中堅者・研修カリキュラム

※初任者は3年目まで（3年以下）、中堅者は4年以上と整理した。

ただし、上記の経験年数による区分けはあくまで標準であり、管理者や職員の判断で、個々人に適した研修を受講できるものとする。

地域生活定着支援センター職員として求められる資質及び望ましい力

NO.1

獲得目標	①どういった研修が必要か
	②どのくらいの時間が必要か

分類	説明	初任（3年未満） 理解する・指導の下実施できる	中堅（3年以上） 説明できる・実施できる	管理者 指導できる・発信できる・改善できる	ポイント
①理念と価値	定着支援事業の根本的な考え方、存在意義	○地域生活定着促進事業の創設の経緯や実施する意義について理解する。 ○犯罪には、まず社会的な背景（制度施策の不備や社会的な無理解・無関心等）がありそれに加えて対象者ごとの個別的な背景（家庭環境・生活困窮等）があることを理解し、地域生活定着支援は、そうした犯罪の背景が必ずしも正しく認識・理解されていないことから、現状において社会的理解が得られにくいものである事を理解する。	○地域生活定着促進事業の創設の経緯や実施する意義について、初任者や支援関係者に説明する事ができる。 ○地域生活定着支援の進捗や社会的理解の困難性について、初任者へ説明する事ができるとに、指示する事ができる。	○地域生活定着促進事業が適切に実施できるために、職員に対して理念や価値について指導する事ができる。また、支援関係者に対して理解を深めるための取組みを実施する事ができる。 ○地域生活定着支援の進捗が困難な場合に、職員に対して経験等を活用した指導を行う事ができる。	社会的障壁により自己実現が阻害された人々を排除しない社会の実現のために、領域横断的な視点で制度の隙間を補完し人としての生活を回復する支援を行う。
	定着支援センターの相談員が行動するための行動指針と、その根拠となる理念	○罪を犯した障害者や高齢者が罪を犯すに至った経緯に目を向け、安定した地域生活を送っていくためには適切な福祉支援等が必要な場合があることを理解する。その上で、支援を受けることは当事者の権利であることについて理解する。 ○高齢であったり、障害があることを含め、人間の多様性（ダイバーシティ）を認め尊重することについて理解する。 ○これまでの生活の中で構築してきた支援者自らの価値観や偏見の有無等が、支援を実施する上で大きな影響を及ぼす事について理解する。	○罪を犯した障害者や高齢者への支援の必要性や、支援を受ける権利について、初任者や支援関係者に説明する事ができる。 ○人間の多様性を認め尊重することについて初任者や支援関係者に説明する事ができる。 ○支援者自らの価値観や偏見の有無が支援に及ぼす影響について、初任者や支援関係者に説明する事ができる。	○罪を犯した障害者や高齢者への支援の必要性や、支援を受ける権利についての理解を促すために、職員に対して指導する事ができる。また、支援者関係者に対して理解を深めるための取組みを実施する事ができる。 ○人間の多様性を認め尊重すること、支援者自らの価値観や偏見の有無が支援に及ぼす影響について、職員に指導する事ができる。また、支援関係者に対して理解を深めるための取組みを実施する事ができる。	法を犯した人は、社会的には否定され排除されやすいが、まず犯罪に至った背景に目を向け、支援対象者を人間として向き合うための人権感覚や共感的理解・支援における価値観を身につける。
②コンプライアンス	要配慮個人情報を取り扱うための事業実施における社会的規範とルール	○福祉サービスを含む社会的支援を体感的に理解できない対象者がいることを認識した上で、支援対象者に対する説明と同意の重要性を理解する。 ○支援対象者に関する情報が、個人情報として、法令にのっとり適切に取り扱われ保護されなければならないことについて理解する。（○特に受刑履歴等に関する情報についての取り扱いについては、配慮が必要である事について理解する。）	○支援を開始するに当たっての必要な手続き等について、初任者に説明する事ができる。 ○法令にのっとり個人情報保護の必要性について、初任者に対して説明する事ができる。 ○事業所内における（要配慮）個人情報の取り扱いについて点検することができる。	○支援を開始するに当たっての必要な手続きの実施状況について確認するとともに、適切な方法等について職員に指導する事ができる。 ○法令にのっとり個人情報保護について、職員に指導する事ができる。 ○事業所内における（要配慮）個人情報の取り扱いについて点検し、必要に応じて改善することができる。	支援になじみにくい経過を持つ人への説明と同意に基づく支援と、秘密保持の原則に立脚し、犯罪歴等を含む特に高度な個人情報の活用についての手続き・内容・目的の明確化や共感的理解は前提条件となる。
③業務上の基本	矯正施設などの司法関係機関及び福祉関係機関、他の都道府県センターとの業務協力に必要なルール及び慣習の理解	○司法関係機関との連携業務を行うため、司法文化や基本的なルール、地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて理解する。 ○地域の福祉関係機関等との連携業務を行うため、関係する基本的な制度、地域生活定着支援センターとの連携状況等について理解する。 ○ブロック内外の他センターとの連携業務を行うため、他地域の実情や業務実施方法について理解する。 ○罪を犯した障害者・高齢者への支援が周囲に及ぼすリスクと、業務を遂行していく上で考えられるリスクを理解し、管理者等へ適切に情報共有を行うことができる。	○司法関係機関との連携業務を行うため、司法文化や基本的なルール、地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて理解し、適切に実践することができる。 ○地域の福祉関係機関等との連携業務を行うため、関係する基本的な制度、地域生活定着支援センターとの連携状況等について理解し、適切に実践することができる。 ○ブロック内外の他センターとの連携業務を行うため、他地域の実情や業務実施方法について理解し、適切に実践することができる。 ○罪を犯した障害者・高齢者への支援が周囲に及ぼすリスクと、業務を遂行していく上で考えられるリスクを理解し、マネジメントすることができる。	○司法関係機関との連携業務を行うため、司法文化や基本的なルール、地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて理解し、職員に対して指導することができる。 ○地域の福祉関係機関等との連携業務を行うため、関係する基本的な制度、地域生活定着支援センターとの連携状況等について理解し、職員に対して指導することができる。 ○ブロック内外の他センターとの連携業務を行うため、他地域の実情や業務実施方法について理解し、必要に応じその平準化等に向けた提言を行うことができる。 ○罪を犯した障害者・高齢者への支援が周囲に及ぼすリスクと、全体の業務を円滑に遂行していく上で考えられるリスクを把握し、情報共有や各職員によるリスクマネジメントが適切になされているか点検・指導を行うことができる。	地域生活定着支援センターは司法や福祉等、多岐にわたる領域をまたぐ業務であることから、その基本的なフローを身につけ確実に実践することが円滑な支援につながる。 また、罪を犯した障害者・高齢者を支援することに伴う様々なリスクを理解し、業務が円滑に進んでいくよう組織・職員個々がマネジメントを行っていくことが必要である。

NO. 2

分類	説明	初任（3年未満） 理解する・指導の下実施できる	中堅（3年以上） 説明できる・実施できる	管理者 指導できる・発信できる・改善できる	ポイント
④対象者支援に必要な制度等の知識	福祉分野の制度・政策関連	○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度や社会資源について知り、必要に応じて検索および問い合わせ、現場に同行等することで内容について理解する事ができる。 ○福祉サービスを含む社会的支援の繋がりにくさや狭間に気づき、様々な地域資源を活用したり、開発していく事の意義を理解する。	○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度について適切に活用することができる。また、初任者に対して説明し、活用について助言する事ができる。 ○支援に必要な社会資源、事業所等との顔の見える関係づくりができる。 ○自発的なアプローチによって、新たな社会資源を開拓していくことができる。 ○福祉サービスを含む社会的支援の成果・課題を言語化し、政策に反映できる調査や、管理者への提言等を行うことができる。	○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度および関連する制度についての理解を職員に促し、適宜指導する事ができる。 ○支援に必要な社会資源、事業所等との顔の見える関係づくりができ、その手法について適宜職員に助言指導することができる。 ○福祉サービスを含む社会的支援の成果・課題を整理し、政策に反映できるよう、国や自治体への提言・発信を行うことができる。	事業に関わる各制度や社会資源を実務を通して理解・活用できるようにし、支援の幅を広げる。 また、円滑な事業実施のために、制度施策に係る課題点等をまとめ、発信することのできる人材を養う。
	保健・医療分野の制度・政策関連				
	労働分野の制度・政策関連				
	住環境に関する制度・政策等				
	司法領域の制度・政策関連				
制度施策的な課題の発見と提言					
⑤個別支援の技術	感情のコントロール（自己覚知・開示・抑制）	○「支援が必要である」ことが直感的には受容できにくい対象者を目の前にした時の感情について整理できる。 ○自らの感情の変化が支援を行う上で大きな影響を及ぼす事を理解し、スーパーバイズを要請することができる。	○「支援が必要である」ことが直感的には受容できにくい対象者を目の前にした時の、支援者自らの感情の変化を適切に言語化し、コントロールする事ができる。 ○初任者の動揺を察知し、タイムリーに助言をする事ができる。	○感情変化の自己覚知とコントロールの必要性や方法について、職員が適切に行えない状況、精神的ストレスの有無について気づき、スーパーバイズする事ができる。	支援者としてよりむしろ、人として対象者とう向き合うのか、自分自身の価値観や考え方について確認する作業
	矯正や更生保護等から地域へつなく相談援助技術	○コーディネート業務における基本的な相談支援プロセス（インタビュー→アセスメント→プランニング→介入→モニタリング→終結）と各プロセスの留意点について理解する。 ○支援対象者との信頼関係の構築を構築するためには、刑事司法手続きに関わったことによる心理等の変化があることを理解したうえで、受容、共感、傾聴等に関する技術が必要である事を理解し、現任者の指導の下、実施することができる。 ○情報収集及びアセスメントを実施をするにあたっては、矯正施設内等という限られた状況において実施しなければならないため、矯正施設に入所する以前の状況や、地域に帰住した後の生活態度等にも配慮することが必要であることについて理解する。 ○アセスメントや支援方針の内容や根拠について、現任者の指導の下、支援対象者や関係者に説明する事ができる。 ○支援における多機関連携やチームアプローチの重要性を理解する。 ○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等の支援（スーパーバイズ）を積極的に受ける事ができる。	○地域生活定着支援に特有の留意点に配慮した相談支援を実践でき、その具体的内容について初任者に説明する事ができる。 ○支援対象者との信頼関係構築に関わる技術について実践でき、その具体的内容について初任者に説明する事ができる。 ○支援における多機関連携やチームアプローチの重要性を理解し、支援チームを構築することができる。 ○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等を適宜受けるとともに、初任者への積極的な助言ができる。 ○職場内や支援現場におけるリスクアセスメントに取組み、必要に応じてコーピングを実践する事ができる。 ○アセスメントや支援方針の内容や根拠について、支援対象者や関係者に分かりやすく説明できるとともに、初任者に助言を行う事ができる。	○地域生活定着支援に特有の留意点に配慮した相談支援技術について、職員に指導する事ができる。 ○支援における多機関連携を促進する取り組みを行うとともに、支援チームに対するスーパーバイズを行う。 ○支援課題の解決が困難な事例に対応している場合において、職員に対して適宜指導・助言（スーパーバイズ）を行う事ができる。 ○職場内や支援現場において、リスクアセスメントや必要に応じたコーピングが実施できる環境整備を行ったり、職員に指導する事ができる。	福祉を利用した経験がなかったり、特殊な環境下にある対象者が、支援を受け入れ、安定した地域生活を送るために必要な相談支援スキル
⑥地域支援の技術	横断的、長期的視点に立った、司法及び福祉関係機関との連携によるコーディネートカ	○地域生活定着支援が現状において社会的理解を得にくい事業であることを念頭に、福祉関係機関や地域の支援者、司法関係機関との協働的な支援を進めるために、個別ニーズを根拠としたネゴシエーションスキルを理解する。 ○対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランの作成・実施について理解することができる。	○福祉関係機関や地域の支援者、司法関係機関との協働的な支援を進めるために、個別ニーズを根拠としたネゴシエーションスキルを、初任者に説明し、適切に実践する事ができる。 ○対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランを作成・実施することができる。	○協働的ネゴシエーションスキルについて、職員に適宜指導助言を行う事ができる。 ○対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランの作成・実施について、職員に助言・指導することができる。	専門家というよりもむしろ、司法から地域への掛橋となるための定着ならではの特殊な役割。ただし、あくまでも協働によって後方から対象者の自立支援を目指す調整が大切。
	定着支援事業をプロモーションするプレゼンカ	○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について理解し、その周知啓発の必要性・重要性について理解する。	○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について理解し、地域や福祉関係者等に対して周知啓発を行うことができる。	○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について地域や福祉関係者等に対して周知啓発を行うことができ、必要に応じて政策提言等を行うことができる。	上記の多機関啓発を促進していくうえでも、事業に共感する応援団をいかに増やしていくかも重要な要素。

初任者・研修カリキュラム

全国地域生活定着支援センター協議会

【研修目的】

本研修は、地域生活定着促進事業により設置される地域生活定着支援センター（以下「定着センター」という。）において、コーディネート業務等を行うセンター職員（以下「職員」という。）の内、主として初任者（定着センター経験年数 3 年未満を想定）を対象に、定着センターが設立された社会的背景や事業の理念の理解、業務の流れや関連制度についての基本知識や面談、アセスメント、支援計画の作成といった基本的な相談援助技術の獲得、及び事業所内で現任者等からの助言・指導を受けながら、他機関と協働しチームで支援にあたることの重要性を理解することを目的とする。

カテゴリー	獲得目標	内容	形式・時間数
1. 地域生活定着促進事業の理念と目的、支援実施のための価値観と倫理観、および自己覚知に関する講義・演習			
地域生活定着促進事業の根本的な考え方と目的	<p>○地域生活定着促進事業の創設の経緯や実施する意義について理解する。</p> <p>○罪を犯した障害者や高齢者が罪を犯すに至った経緯やその背景を理解し、安定した地域生活のためには適切な福祉支援等が必要な場合があることを理解する。</p>	<p>・犯罪が繰り返される背景には、高齢であり、又は障害を有することにより福祉的な支援を要するにもかかわらず、制度の狭間となっていたり、偏見・差別を受けていたりにより、支援が受けられない状況があることを理解するための講義を行う。</p> <p>・また、矯正施設等からの退所する高齢者や障害者に対して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことにより、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、福祉の増進を図るために地域生活定着促進事業が創設されたことについて理解するための講義を行う。</p> <p>・講義においては、障害者の困窮状態への適切な支援が届かなかったことを大きな要因として引き起こされた事件に関する記録や、多くの障害者や高齢者が収容されている矯正施設等の実態について語られる書籍等を活用することで適切な理解を促す。</p> <p>・罪を犯した障害者や高齢者が置かれている立場についての理解を深めるために、支援により地域生活に定着した当事者や支援の実施者などの語りを織り込むなどの工夫を行う。</p>	講義 60 分
定着センター職員が支援を実施するための基本的視点（必要な価値観と醸成と倫	○高齢や障害があることにより、支援を要する場合において、必要な支援を受けることは当事者の権利で	<p>・世界人権宣言、国際人権 AB 規約、障害者の権利に関する条約等を踏まえ、支援対象となる高齢者や障害者に保障される権利について学ぶための講義を行う。</p> <p>・支援対象者が犯罪に至るまでの生活歴</p>	講義・演習 60 分

<p>理観の獲得)</p>	<p>あることについて理解する。</p> <p>○高齢であったり、障害があったりを含め、人間の多様性(ダイバーシティ)を認め尊重することについて理解する。</p> <p>○地域生活定着支援の実施は、特に自立が困難な障害者や高齢者の社会復帰のために、関係者や市民に対する社会的理解を得るための取組であることを理解する。</p>	<p>の中で保障されていなかった権利は何か、今後、保障されるために必要な環境とは何かについての考察するために事例を用いた演習を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の成育環境(貧困、虐待等)が、どのような影響を与え、犯罪行為(窃盗、傷害、依存症等の理解と対応について)に繋がっているかについて理解するための講義を行う。 ・人間が多様な存在であることを理解し、支援を必要とする者の存在や訴えを受け止めることの重要性について理解するための講義を行う。 ・罪を犯した者への支援の実施は、社会における偏見や差別を解消するための社会変革を含めた取組が必要になることについて理解するための講義を行う。 	
<p>職員自らの価値観等についての自己覚知</p>	<p>○職員自らの価値観や偏見の有無、感情の変化等が、支援に及ぼす影響について理解する。</p> <p>○支援対象者として共感しづらいものに対する感情整理の必要性と方法について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員自身の生活歴や置かれてきた環境により形成された価値観や偏見の有無、及び性格や感情等が、罪を犯した者への支援を実施する上で、少なからず影響を与えることについて理解するための講義を行う。 ・職員自身の性格や価値観の傾向について気付くための演習を行う。 	<p>講義・演習 90分</p>
<p>2. 地域生活定着支援を実施するために必要な知識に関する講義</p>			
<p>地域生活定着支援実施のための制度等に関する基本的な知識</p>	<p>○地域生活定着支援に係る事業がどのような規定に基づき実施されるのかについて理解する。</p> <p>○地域生活定着支援の基本的な業務の内容と過程、連携機関等について理解する。</p> <p>○他都道府県の定着センターとの連携の必要性とその方法について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活定着支援について規定する「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」、「地域生活定着促進事業実施要領」「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」の内容について理解するための講義を行う。 ・地域生活定着支援における業務(特別調整、一般調整、フォローアップ、相談支援、その他の事業)の内容と実施過程、及び連携が必要となる各機関の役割について理解するための講義を行う。 ・講義に際しては、福祉機関と司法関係機関の文化や基本的なルールの違いなどについて留意する。 ・都道府県をまたぐ支援を行うために、他都道府県の定着センター間による連携の在り方について理解するための講義を行う。 	<p>講義 50分</p>

<p>関連制度の理解 と関係機関との 連携及び社会資 源の活用</p>	<p>○地域生活定着支援 を行う上で必要とな る基本的な各制度や 社会資源について理 解する。</p> <p>○支援における多機 関連携やチームアプ ローチの重要性を理 解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・司法制度の概要と関係機関の役割と業 務内容、連携の方法について理解するた めの講義を行う。 ・関連する保健・医療や福祉制度（介護 保険法、障害者総合支援法、生活困窮者 自立支援法等）、就労支援制度、住宅確保 等のための制度の概要と関係機関の役 割と業務内容、連携の方法について理解 するための講義を行う。 ・各関係機関との繋がりにくさや制度の 狭間に気づいた場合は、各地域で実施さ れる地域ケア会議や障害者自立支援協 議会、要保護児童対策地域協議会等との 連携を図りながら、既存の地域資源の連 携を進めるための取組や、新たな資源を 開発する意識を持つ必要性等について 理解するための講義を行う。 	<p>講義 50 分</p>
<p>コンプライアンスの理解</p>	<p>○支援対象者に対す る支援内容等の説明 と同意の重要性につ いて理解する。</p> <p>○支援対象者に関す る情報が、個人情報と して、法令にのっとり 適切に取り扱われ保 護されなければならないことについて理 解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要性や内容について、支援対 象者の判断能力等に配慮した説明によ る理解と同意を得ることの重要性につ いて理解するための講義を行う。 ・支援において知り得た支援対象者に関 する個人情報の種類と取り扱い方の基 本について理解するための講義を行う。 ・犯罪歴などの高度な個人情報の取り扱 いについての考え方と方法について理 解するための講義を行う。 	<p>講義 50 分</p>
<p>3. 地域生活定着支援を実施するための相談援助技術等に関する講義及び演習</p>			
<p>矯正施設等から 地域生活支援へ つなぐ相談援助 技術</p>	<p>○コーディネート業 務における基本的な 相談支援プロセスと 各プロセスの留意点 について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活定着支援におけるコーディネ ート業務（インテーク、アセスメント、 プランニング、事業所の利用調整、地域 の相談支援事業者等への引き継ぎ）、及 びフォローアップ業務（モニタリング、 終結）の各プロセスの留意点について、 実際の支援事例を活用し理解するた めの講義を行う。 ・刑務所等矯正施設内での面接の進め 方、情報収集の方法、アセスメントの仕 方を想定して、福祉サービス等調整計 画の立案、支援計画立案時の相談支援事 業者やサービス提供事業者等との連携 の方法について体験するための演習を行 う。 ・講義及び演習においては、支援対象者 は、刑事司法手続きに関わったことによ る心理等の変化があることを理解した 上での、受容、共感、傾聴等に関する技 	<p>講義・演習 180 分</p>

		<p>術が必要である事について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、初期のインテーク及びアセスメントについては、矯正施設等の中という日常生活とは異なる制限された環境において実施しなければならないため、矯正施設に入所する以前の状況等も考慮すること、帰住後には早期に再アセスメントが必要となることについて留意する。 ・さらに、帰住後の生活においては、支援対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランの作成や支援の引き継ぎが必要であることについて留意する。 	
<p>困難事例へ対応するための技術</p>	<p>○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等の支援（スーパーバイズ）を積極的に受ける必要があることを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援課題の解決が困難な場合等において、上司や現任者から積極的に助言・指導を受けることの重要性について、理解するための講義を行うとともに、そのための技法（スーパーバイズやリフレクティング等）について体験するための演習を行う。 	<p>90分</p>

中堅者・研修カリキュラム

全国地域生活定着支援センター協議会

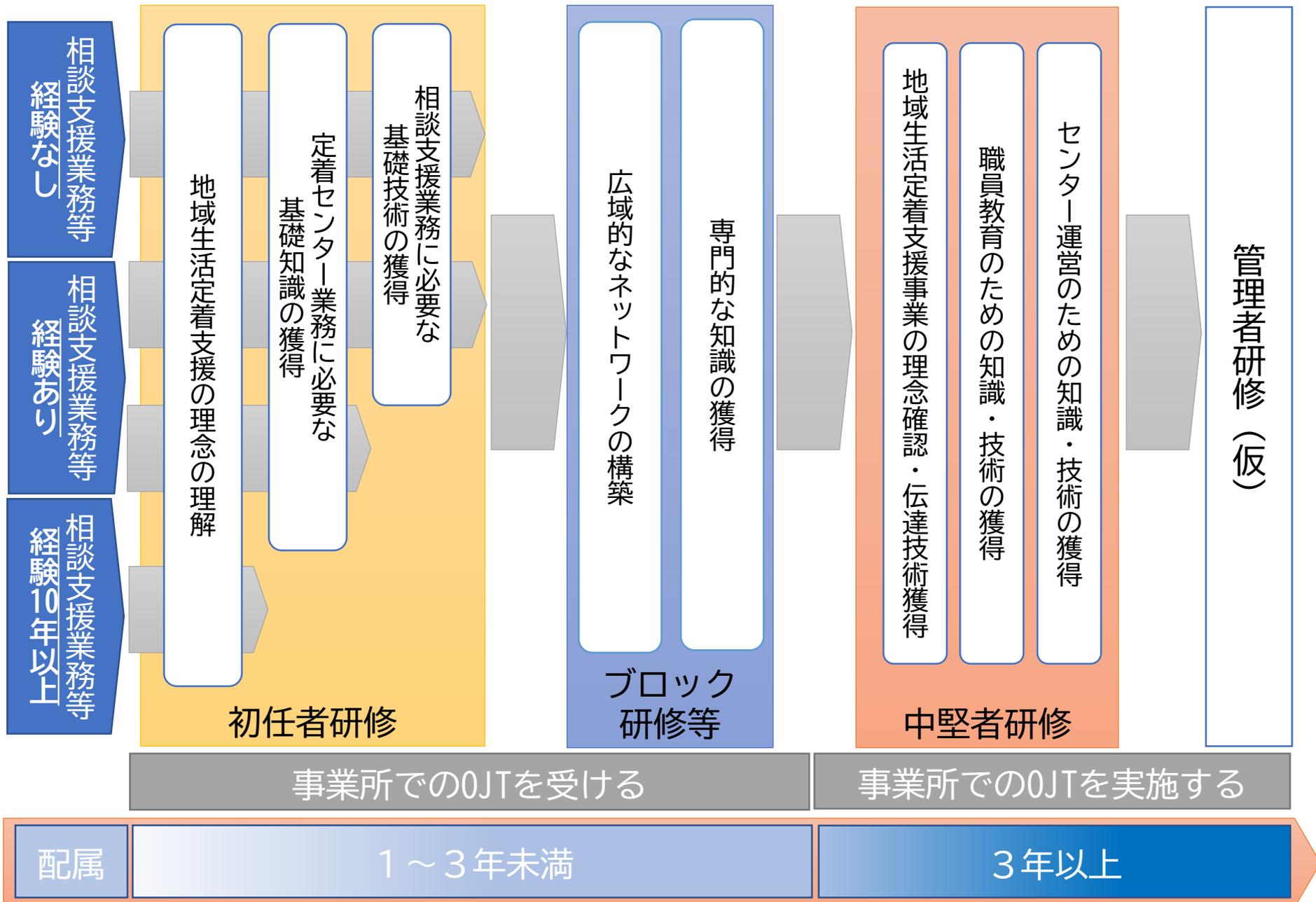
【研修目標】

本研修は、地域生活定着促進事業により設置される地域生活定着支援センター（以下「定着センター」という。）において、コーディネート業務等を行う職員の内、主として中堅者（定着センター経験年数3年以上を想定）を対象に、定着センターの設立背景や理念を改めて確認し、関係者に説明できる力を獲得するとともに、定着センター業務に関連する制度の動向の理解、定着センター内で初任者に対して事業理念や行動指針、支援技術について指導し、支援に伴うリスクを理解しながらセンターをマネジメントする力を獲得することを目的とする。

カテゴリー	獲得目標	内容	形式
1. 地域生活定着促進事業の理念と目的、支援実施のための価値観と倫理観に関する			
地域生活定着支援事業の根本的な考え方、存在意義の確認	○地域生活定着促進事業の創設の経緯や実施する意義、実施の困難性や社会変革の必要性について、初任者や支援関係者に説明する力を獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪が繰り返される背景にある高齢や障害に起因する課題への福祉的な対応の必要性について確認するための講義を行う。 ・講義の実施に当たっては、実践例に基づいたものとなるように配慮するとともに、シンポジウム形式等により、意見交換を含められるように留意する。 ・地域生活定着支援を実施していく意義や困難性について共有するための演習を行う。 ・演習の実施に当たっては、支援対象者、定着センター職員、関係機関職員、市民等に投げかけられて、回答に窮したり、対応に困った事柄などについて、受講者相互による共有や回答について検討するなどの工夫を行う。 	講義・演習 120分
職員自らの価値観の自己覚知と感情のコントロール	<ul style="list-style-type: none"> ○職員自らの価値観や偏見の有無、感情の変化等が、支援に及ぼす影響について説明することができる。 ○支援対象者として共感しづらいものに対する感情整理の必要性と方法について説明することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員自身の生活歴や置かれてきた環境により形成された価値観や偏見の有無、及び性格や感情等が、罪を犯した者への支援を実施する上で、少なからず影響を与えることについて理解を深めるための講義を行う。 ・支援による精神的疲労を軽減するための指示的支援の必要性について理解を深めるための講義を行い、その方法を体験するための演習を行う。 （例：スーパーバイズ、リフレクション、コーピング） 	講義・演習 120分
2. 関連制度の動向に関する講義			
定着センター業務に関連する各制度等の現状	○定着センター業務に関連する司法制度や福祉制度等の各制	・司法制度や関連する保健・医療や福祉制度（介護保険法、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法等）、就労支援制	講義 60分

	度の最新の動向について理解する。	度、住宅確保等のための制度の最新の動向に関する講義を行う。	
3. 定着センター業務におけるリスクマネジメントに関する講義・演習			
定着センター業務におけるリスクマネジメント	<p>○罪を犯した障害者・高齢者への相談支援業務を遂行していく上で想定されるリスクマネジメントについて説明することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート業務の中で生じる、矯正施設及び保護観察所等との連携における課題を把握し、円滑に業務を進めるために必要な対応について講義を行う。 ・コーディネート業務及びフォローアップ業務の中で生じる福祉サービス等の利用調整及び利用促進における課題を把握し、円滑に業務を進めるために必要な対応について講義を行う。 ・上記業務遂行時に生じるリスクについて想定し、対応策について検討するための演習を行う。(例：リスクアセスメント、クライシスプランの作成) 	講義・演習 120分
4. 定着センター業務における相談支援技術に関する講義・演習			
矯正施設等や更生保護施設等から地域へつなぐ相談援助技術	<p>○地域生活定着支援に特有の留意点に配慮した相談支援の技術について説明できる。</p> <p>○地域生活定着支援における多機関連携やチームアプローチの重要性について説明できる。</p> <p>○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等を適宜受けるとともに、初任者への積極的な助言ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活定着支援におけるコーディネート業務（インテーク、アセスメント、プランニング、事業所の利用調整、地域の相談支援事業者等への引き継ぎ）、及びフォローアップ業務（モニタリング、終結）の各プロセスの留意点について、再確認し理解を深めるための講義を行う。 ・また、チームアプローチの重要性について確認し、チームマネジメント技術を向上させるための講義を行う。 ・各プロセスにおける留意点について確認するため、事例を用いた演習を行う。 ・演習に際しては、支援が対象者のエンパワメントとなるようなものとなっているか（グッドライフモデルの活用）、チームアプローチが重視されているか、支援の終結に向けて配慮された支援となっているか等について留意する。 	講義・演習 120分
横断的、長期的視点に立った、関係機関との連携によるコーディネート・マネジメント力	○福祉関係機関や地域の支援者、司法関係機関との協働的な支援を進めるための仕組みや地域づくりの重要性とその方法について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者のニーズに添った生活環境を調整するための、関係機関との関係作り、地域支援体制の構築に必要なネゴシエーションの手法について講義を行う。 ・支援対象者の居住する地域において、人間性の回復が得られる地域ケア会議や（自立支援）協議会、居住支援協議会への参加の方法について演習を行う。 	講義・演習 90分

地域生活定着支援センター人材育成イメージ



一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
第1回「研修カリキュラム作成委員会」
(令和元年度厚生労働省社会福祉推進事業)

日時：令和元年 12月 17日 (火) 13:30~17:00
場所：法務省 7階共用会議室

議 事 次 第

- | | |
|--|------------|
| 1. 開 会 | 代表理事 北岡 賢剛 |
| 2. 委員自己紹介 | 各委員 |
| 3. 委員長選出 | |
| 4. 昨年度の振り返り)
・有識者等による「中央検討委員会」(社会福祉推進事業)での協議について | 事務局 |
| 5. 参考)「定着経験年数3年以下職員へのアンケート調査」の結果(途中経過)について | 事務局 |
| 6. <u>協議事項</u>
①進捗状況)
・本委員会の「ワーキンググループ」で検討したカリキュラムの方向性について | 事務局 |
| ②協 議 | 各委員 |
| 7. 事務連絡(次回開催日等について) | |
| 8. 開 会 | 代表理事 北岡 賢剛 |

令和元年度 厚生労働省社会福祉推進事業
「研修カリキュラム作成委員会」委員名簿

1. 「研修カリキュラム作成委員会」委員

(敬称略)

	所属	役職名	氏名	備考
1	一般社団法人スローコミュニケーション 植草学園大学	代表 客員教授	野澤 和弘	有識者
2	社会福祉法人 南高愛隣会	理事	村木 太郎	有識者
3	立命館大学 法学部	教授	森久 智江	有識者
4	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課	副参事・障害福祉専門幹	大平 眞太郎	行政
5	社会福祉法人 グロー	理事長	北岡 賢剛	全定協会長
6	NPO法人 抱樸	専務理事	森松 長生	全定協副会長
7	社会福祉法人 北海道社会福祉業団	理事長	内海 敏江	全定協理事
8	和歌山県地域生活定着支援センター	所長	松本 一美	全定協理事
9	弁護士法人ソーシャルワーカーズ	代表弁護士	浦崎 寛泰	全定協監事
10	大阪府地域生活定着支援センター	所長	山田 真紀子	全定協研修部会長
11	茨城県地域生活定着支援センター	所長	酒寄 学	全定協研修部会員
12	福岡県地域生活定着支援センター	センター長	小畑 孝仁	全定協研修部会員
13	長崎県地域生活定着支援センター	所長	伊豆丸 剛史	全定協事務局長

2. オブザーバー（国関係者）

(敬称略)

	所属	役職名	氏名
1	厚生労働省社会・援護局総務課	課長補佐	青木 出
2	法務省矯正局総務課更生支援室	室長	小島 まな美
3	法務省保護局観察課	調査官	林 寛之

3. 事務局

	所属	役職名	氏名
1	長崎県地域生活定着支援センター	所長補佐	大坪 幸太郎
2	滋賀県地域生活定着支援センター	所長	柴田 有加里
3	滋賀県地域生活定着支援センター	相談員	御代田 太一

「中央検討委員会」まとめ

一般社団法人

全国地域生活定着支援センター協議会事務局

【第1回 中央検討委員会 (11/2)】

■全定協事務局にて実施した「人材育成及び研修体制に係る全国の定着支援センターへのアンケート集計結果」をもとに、全国の定着支援センター職員の声を視覚化した。

特に、このアンケートでは、センター長等の役職者だけではなく、経験年数がある相談員から経験年数の少ない相談員まで、できるだけ多くの声を集めることに留意した。

結果、時間のない中でのアンケートではあったが、40センター（8割）からの声が集まった。

■このアンケートでは、以下のようなことが見えてきた。

1. 全国の定着支援センター職員の約6割が、定着支援センター経験3年未満であった。
2. 経験年数が3年未満の層では、定着業務に対する切実な不安感や不安全感が多くを占めている。
3. 全国から集まった声をカテゴライズすると、以下のようなカテゴリーに分けられた。
 - ①「制度的課題」
 - ②「現場レベルの）サポート体制等に係る課題」
 - ③「全国レベルの）研修体制・あり方に係る課題」
 - ④「定着業務特有の課題」

■第1回中央検討委員会においては、これらをもとに協議を行った結果、定着支援センター業務に係る人材育成に関して、以下のようなポイントが見えてきた。

1. 定着支援センター業務に係る「研修カリキュラム」の必要性
2. 定着支援センター業務に係る「理念明確化・理念継承」の必要性
3. 定着支援センター業務に携わる職員間の横のネットワークの必要性
4. 研修体制や現場をサポートする際のリモートワーク的視点の必要性

◆第1回中央検討委員会でのまとめ（第2回中央検討委員会までの宿題）

特に、「研修カリキュラム」の必要性に関しては、領域の広い定着業務をすべてカバーする研修カリキュラムを独自に立ち上げる発想ではなく、各領域に定着業務に関連する既存の研修がどの程度あるのか、まず情報収集を行う。

その上で、応用（参加）できるような研修があるのか、また、そのためにはどうすれば良いのか、或いは定着業務に特化した研修カリキュラムは新たに何か必要なのか、といった点を精査していく必要がある。

【第2回 中央検討委員会 (3/10)】 ※野澤委員長、北岡会長、事務局（伊豆丸・御代田）にて開催

■第1回を踏まえ、各領域から情報収集した「既存の研修」を一覧表にまとめた。

◆第2回中央検討委員会でのまとめ

1. 「既存の研修」を一覧表にした意味は少なくないが、そもそも定着支援センターの業務を細かく「コード化」しなければ、どんな「既存の研修」が応用できて、新たにどんな「研修カリキュラム」が必要なのか分からないのではないかと？
2. 次年度も引き続き、定着支援センター業務の「コード化」を行い、定着業務に係る「研修カリキュラム」を確立させる。

全定協事務局
令和元年 12 月 17 日

研修カリキュラム作成委員会「ワーキンググループ」
今年度の実施経過について

■第1回（キックオフ会議）

開催日時	令和元年 8 月 28 日（水） 13：30～
会 場	滋賀県 大津合同庁舎
参 加 者	北岡会長・森松副会長・松本研修部会担当理事・伊豆丸事務局長 大平副参事・障害福祉専門幹（滋賀県健康医療福祉部障害福祉課） 事務局（滋賀定着：柴田所長・御代田氏・吉野氏）

■第2回

開催日時	令和元年 10 月 8 日（火） 13：30～
会 場	滋賀県 大津合同庁舎
参 加 者	北岡会長・森松副会長・松本研修部会担当理事・山田研修部会長・伊豆丸事務局長 大平副参事・障害福祉専門幹（滋賀県健康医療福祉部障害福祉課） 事務局（滋賀定着：柴田所長・御代田氏）

地域生活定着センター職員として求められる資質及び望ましい力

獲得目標	① どのような研修が必要か
	② どのくらいの時間が必要か

分類	説明	初任（3年未満） 理解する・指導の下実施できる	現任（3年以上） 説明できる・実施できる	管理者 指導できる・発信できる・改善できる	ポイント
理念と価値	定着支援事業の根本的な考え方、存在意義	○地域生活定着促進事業の創設の経緯や実施する意義について理解する。 ○犯罪には、まず社会的な背景（制度施策の不備や社会的な無理解・無関心等）がありそれに加えて対象者ごとの個別的な背景（家庭環境・生活困窮等）があることを理解し、地域生活定着支援は、そうした犯罪の背景が必ずしも正しく認識・理解されていないことから、現状において社会的理解が得られにくいものである事を理解する。	○地域生活定着促進事業の創設の経緯や実施する意義について、初任者や支援関係者に説明する事ができる。 ○地域生活定着支援の進捗や社会的理解の困難性について、初任者へ説明する事ができるとに、指示する事ができる。	○地域生活定着促進事業が適切に実施できるために、職員に対して理念や価値について指導する事ができる。また、支援関係者に対して理解を深めるための取組みを実施する事ができる。 ○地域生活定着支援の進捗が困難な場合に、職員に対して経験等を活用した指導を行う事ができる。	社会的障壁により自己実現が阻害された人々を排除しない社会の実現のために、領域横断的な視点で制度の隙間を補充し人としての生活を回復する支援を行う。
	定着支援センターの相談員が行動するための行動指針と、その根拠となる理念	○罪を犯した障害者や高齢者が罪を犯すに至った経緯に目を向け、安定した地域生活を送っていくためには適切な福祉支援等が必要な場合があることを理解する。その上で、支援を受けることは当事者の権利でもあることについて理解する。 ○高齢であったり、障害があることを含め、人間の多様性（ダイバーシティ）を認め尊重することについて理解する。 ○これまでの生活の中で構築してきた支援者自らの価値観や偏見の有無等が、支援を実施する上で大きな影響を及ぼす事について理解する。	○罪を犯した障害者や高齢者への支援の必要性や、支援を受ける権利について、初任者や支援関係者に説明する事ができる。 ○人間の多様性を認め尊重することについて初任者や支援関係者に説明する事ができる。 ○支援者自らの価値観や偏見の有無が支援に及ぼす影響について、初任者や支援関係者に説明する事ができる。	○罪を犯した障害者や高齢者への支援の必要性や、支援を受ける権利についての理解を促すために、職員に対して指導する事ができる。また、支援者関係者に対して理解を深めるための取組みを実施する事ができる。 ○人間の多様性を認め尊重すること、支援者自らの価値観や偏見の有無が支援に及ぼす影響について、職員に指導する事ができる。また、支援関係者に対して理解を深めるための取組みを実施する事ができる。	法を犯した人は、社会的には否定され排除されやすいが、まず犯罪に至った背景に目を向け、支援対象者を人間として向き合うための人権感覚や共感的理解・支援における価値観を身につける。
コンプライアンス	要配慮個人情報を取り扱うための事業実施における社会的規範とルール	○福祉サービスを含む社会的支援を体感的に理解できない対象者がいることを認知した上で、支援対象者に対する説明と同意の重要性を理解する。 ○支援対象者に関する情報が、個人情報として、法令にのっとり適切に取り扱われ保護されなければならないことについて理解する。 （○特に受刑履歴等に関する情報についての取り扱いについては、配慮が必要である事について理解する。）	○支援を開始するに当たっての必要な手続き等について、初任者に説明する事ができる。 ○法令にのっとり個人情報保護の必要性について、初任者に対して説明する事ができる。 ○事業所内における（要配慮）個人情報の取り扱いについて点検することができる。	○支援を開始するに当たっての必要な手続きの実施状況について確認するとともに、適切な方法等について職員に指導する事ができる。 ○法令にのっとり個人情報保護について、職員に指導する事ができる。 ○事業所内における（要配慮）個人情報の取り扱いについて点検し、必要に応じて改善することができる。	支援になじみにくい経過を持つ人への説明と同意に基づく支援と、秘密保持の原則に立脚し、犯罪歴等を含む特に高度な個人情報の活用についての手続き・内容・目的の明確化や共感的理解は前提条件となる。
業務上の基本	矯正施設などの司法関係機関及び福祉関係機関、他の都道府県センターとの業務協力に必要なルール及び慣習の理解	○司法関係機関との連携業務を行うため、司法文化や基本的なルール、地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて理解する。 ○地域の福祉関係機関等との連携業務を行うため、関係する基本的な制度、地域生活定着支援センターとの連携状況等について理解する。 ○ブロック内外の他センターとの連携業務を行うため、他地域の実情や業務実施方法について理解する。 ○罪を犯した障害者・高齢者への支援が周囲に及ぼすリスクと、業務を遂行していく上で考えられるリスクを理解し、管理者等へ適切に情報共有を行うことができる。	○司法関係機関との連携業務を行うため、司法文化や基本的なルール、地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて理解し、適切に実践することができる。 ○地域の福祉関係機関等との連携業務を行うため、関係する基本的な制度、地域生活定着支援センターとの連携状況等について理解し、適切に実践することができる。 ○ブロック内外の他センターとの連携業務を行うため、他地域の実情や業務実施方法について理解し、適切に実践することができる。 ○罪を犯した障害者・高齢者への支援が周囲に及ぼすリスクと、業務を遂行していく上で考えられるリスクを理解し、マネジメントすることができる。	○司法関係機関との連携業務を行うため、司法文化や基本的なルール、地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて理解し、職員に対して指導することができる。 ○地域の福祉関係機関等との連携業務を行うため、関係する基本的な制度、地域生活定着支援センターとの連携状況等について理解し、職員に対して指導することができる。 ○ブロック内外の他センターとの連携業務を行うため、他地域の実情や業務実施方法について理解し、必要に応じその平準化等に向けた提言を行うことができる。 ○罪を犯した障害者・高齢者への支援が周囲に及ぼすリスクと、全体の業務を円滑に遂行していく上で考えられるリスクを把握し、情報共有や各職員によるリスクマネジメントが適切になされているか点検・指導を行うことができる。	地域生活定着支援センターは司法や福祉等、多岐にわたる領域をまたぐ業務であることから、その基本的なフローを身につけ確実に実践することが円滑な支援につながる。また、罪を犯した障害者・高齢者を支援することに伴う様々なリスクを理解し、業務が円滑に進んでいくよう組織・職員個々でマネジメントを行っていくことが必要である。
対象者支援に必要な制度等の知識	福祉分野の制度・政策関連	○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度や社会資源について知り、必要に応じて検索および問い合わせ、現場に同行等することで内容について理解する事ができる。 ○福祉サービスを含む社会的支援の繋がりにくさや狭間に気づき、様々な地域資源を活用したり、開発していく事の意義を理解する。	○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度について適切に活用することができる。また、初任者に対して説明し、活用について助言する事ができる。 ○支援に必要な社会資源、事業所等との顔の見える関係づくりができる。 ○自発的なアプローチによって、新たな社会資源を開拓していくことができる。 ○福祉サービスを含む社会的支援の成果・課題を言語化し、政策に反映できる調査や、管理者への提言等を行うことができる。	○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度および関連する制度についての理解を職員に促し、適宜指導する事ができる。 ○支援に必要な社会資源、事業所等との顔の見える関係づくりができ、その手法について適宜職員に助言指導することができる。 ○福祉サービスを含む社会的支援の成果・課題を整理し、政策に反映できるよう、国や自治体への提言・発信を行うことができる。	事業に関わる各制度や社会資源を実務を通して理解・活用できるようにし、支援の幅を広げる。また、円滑な事業実施のために、制度施策に係る課題点をまとめ、発信することのできる人材を養う。
	保健・医療分野の制度・政策関連				
	労働分野の制度・政策関連				
	住環境に関する制度・政策等				
	司法領域の制度・政策関連				
制度施策的な課題の発見と提言					

個別支援の技術	感情のコントロール（自己覚知・開示・抑制）	<p>○「支援が必要である」ことが直感的には受容できにくい対象者を目の前にした時の感情について整理できる。</p> <p>○自らの感情の変化が支援を行う上で大きな影響を及ぼす事を理解し、スーパーバイズを要請することができる。</p>	<p>○「支援が必要である」ことが直感的には受容できにくい対象者を目の前にした時の、支援者自らの感情の変化を適切に言語化し、コントロールする事ができる。</p> <p>○初任者の動揺を察知し、タイムリーに助言をする事ができる。</p>	<p>○感情変化の自己覚知とコントロールの必要性や方法について、職員が適切に行えない状況、精神的ストレスの有無について気づき、スーパーバイズする事ができる。</p>	<p>支援者としてよりむしろ、人として対象者とどう向き合うのか、自分自身の価値観や考え方について確認する作業</p>
	矯正や更生保護等から地域へつなぐ相談援助技術	<p>○コーディネート業務における基本的な相談支援プロセス（インテーク→アセスメント→プランニング→介入→モニタリング→終結）と各プロセスの留意点について理解する。</p> <p>○支援対象者との信頼関係の構築を構築するためには、受容、共感、傾聴等に関する技術が必要である事を理解し、現任者の指導の下、実施することができる。</p> <p>○情報収集及びアセスメントを実施をするにあたっては、矯正施設内等という限られた状況において実施しなければならないため、矯正施設に入所する以前の状況や、地域に帰住した後の生活態度等にも配慮することが必要であることについて理解する。</p> <p>○アセスメントや支援方針の内容や根拠について、現任者の指導の下、支援対象者や関係者に説明する事ができる。</p> <p>○支援における多機関連携やチームアプローチの重要性を理解する。</p> <p>○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等の支援（スーパーバイズ）を積極的に受ける事ができる。</p>	<p>○地域生活定着支援に特有の留意点に配慮した相談支援を実践でき、その具体的内容について初任者に説明する事ができる。</p> <p>○支援対象者との信頼関係構築に関わる技術について実践でき、その具体的内容について初任者に説明する事ができる。</p> <p>○支援における多機関連携やチームアプローチの重要性を理解し、支援チームを構築することができる。</p> <p>○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等を適宜受けるとともに、初任者への積極的な助言ができる。</p> <p>○職場内や支援現場におけるリスクアセスメントに取組み、必要に応じてコーピングを実践する事ができる。</p> <p>○アセスメントや支援方針の内容や根拠について、支援対象者や関係者に分かりやすく説明できるとともに、初任者に助言を行う事ができる。</p>	<p>○地域生活定着支援に特有の留意点に配慮した相談支援技術について、職員に指導する事ができる。</p> <p>○支援における多機関連携を促進する取り組みを行うとともに、支援チームに対するスーパーバイズを行う。</p> <p>○支援課題の解決が困難な事例に対応している場合において、職員に対して適宜指導・助言（スーパーバイズ）を行う事ができる。</p> <p>○職場内や支援現場において、リスクアセスメントや必要に応じたコーピングが実施できる環境整備を行ったり、職員に指導する事ができる。</p>	<p>福祉を利用した経験がなかったり、特殊な環境下にある対象者が、支援を受け入れ、安定した地域生活を送るために必要な相談支援スキル</p>
地域支援の技術	横断的、長期的視点に立った、司法及び福祉関係機関との連携によるコーディネート力	<p>○地域生活定着支援が現状において社会的理解を得にくい事業であることを念頭に、福祉関係機関や地域の支援者、司法関係機関との協働的な支援を進めるために、個別ニーズを根拠としたネゴシエーションスキルを理解する。</p> <p>○対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランの作成・実施について理解することができる。</p>	<p>○福祉関係機関や地域の支援者、司法関係機関との協働的な支援を進めるために、個別ニーズを根拠としたネゴシエーションスキルを、初任者に説明し、適切に実践する事ができる。</p> <p>○対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランを作成・実施することができる。</p>	<p>○協働的ネゴシエーションスキルについて、職員に適宜指導助言を行う事ができる。</p> <p>○対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランの作成・実施について、職員に助言・指導することができる。</p>	<p>専門家というよりもむしろ、司法から地域への掛橋となるための定着ならではの特殊な役割。ただし、あくまでも協働によって後方から対象者の自立支援を目指す調整が大切。</p>
	定着支援事業をプロモーションするプレゼン力	<p>○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について理解し、その周知啓発の必要性・重要性について理解する。</p>	<p>○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について理解し、地域や福祉関係者等に対して周知啓発を行うことができる。</p>	<p>○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について、地域や福祉関係者等に対して周知啓発を行うことができ、必要に応じて政策提言等を行うことができる。</p>	<p>上記の多機関連携を促進していくうえでも、事業に共感する応援団をいかに増やしていくかも重要な要素。</p>

定着センター職員に特化した 研修カリキュラムの作成について

- 「全国のセンター職員の約6割が経験3年未満」という調査結果

- 『研修カリキュラム作成委員会』の設置

⇒初任・現任・管理者ごとに各業務スキルについて達成目標を設定（10月～12月）し、それをもとに実際の研修場面を想定し、各段階の職員向けのカリキュラムを組み立てていく（12月以降）

①理念と価値

①初任者



②現任者



③管理者

○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について理解する。

○罪を犯した障害者や高齢者の地域生活に向けて、福祉的支援が必要な場合があり、支援を受ける事は権利であることを理解する。

○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について、初任者や支援関係者に説明する事ができる。

○支援者自らの価値観や偏見の有無が支援に及ぼす影響について、初任者や支援関係者に説明する事ができる。

○地域生活定着支援事業の理念や価値について、職員に指導する事ができる。また、関係者の理解促進に向けた取組みを実施する事ができる。

② コンプライアンス

① 初任者



② 現任者



③ 管理者

○福祉サービスを体感的に理解できない対象者がいることを認知した上で、対象者に支援について説明し同意を得る重要性を理解する。

○受刑履歴等、支援対象者に関する個人情報、法令にのっとり適切に取り扱われ保護されなければならないことについて理解する。

○支援を開始するに当たっての必要な手続き等について、初任者に説明する事ができる。

○事業所内における（要配慮）個人情報の取り扱いについて点検することができる。

○支援を開始するに当たっての必要な手続きの実施状況について確認するとともに、適切な方法等について職員に指導する事ができる。

○事業所内における（要配慮）個人情報の取り扱いについて点検し、必要に応じて改善することができる。

③ 定着センターの業務の基本

① 初任者



② 現任者



③ 管理者

○司法文化や業務上の基本的なルール等について理解している。

○司法文化や業務上の基本的なルール等について、初任者に指導する事ができる。

○他都道府県センターの実情や支援実施方法を理解し、適切に連携業務を行う事ができる。

○基本業務の遂行についての評価、指導を行う事ができる。

○他都道府県センターの実情や支援実施方法を理解し、必要に応じてその平準化に向けた提言を行う事ができる。

④ 関連制度の知識

① 初任者

○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度について知り、必要に応じて検索および問い合わせることで内容について理解する事ができる。



② 現任者

○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度について適切に活用することができる。また、初任者に対して説明し、活用について助言する事ができる。

○自発的なアプローチによって、新たな社会資源を開拓していくことができる。

○福祉サービスを含む社会的支援の成果・課題を言語化し、政策に反映できる調査や、管理者への提言等を行うことができる。



③ 管理者

○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度および関連する制度についての理解を職員に促し、適宜指導する事ができる。

○福祉サービスを含む社会的支援の成果・課題を整理し、政策に反映できるよう、国や自治体への提言・発信を行うことができる。

⑤ 個別支援技術

① 初任者

○支援者が共感できない対象者の価値観も含めて、支援の必要な対象者を前にした際の支援者自身の感情を理解・整理できる。

○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等の支援（スーパーバイズ）を躊躇なく受ける事ができる。



② 現任者

○支援者が共感できない対象者の価値観も含め、支援の必要な対象者に向き合った際に、支援者自身の感情の変化を適切に言語化し、コントロールする事ができる。

○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等を適宜受けるとともに、初任者の力量に合わせた適切な助言ができる。



③ 管理者

○支援者が共感できない心情や価値観をもつ対象者を前にした際の、支援者自身の感情変化の自己覚知とコントロールの必要性や方法について、職員全体のスーパーバイズができる。

○支援課題の解決が困難な事例に対応している場合において、職員に対して適宜指導・助言（スーパーバイズ）を行う事ができる。

⑥ 地域支援技術

① 初任者

○福祉関係機関や地域の支援者、保護観察所及び矯正施設等との協働的な支援を進めるために、個別ニーズを根拠としたネゴシエーションスキルを理解する。
○支援を実施する福祉関係機関の立場に立った、共感的リスクマネジメントと支援プランの提案について理解する。



② 現任者

○福祉関係機関や地域の支援者、保護観察所及び矯正施設等との協働的な支援を進めるために、個別ニーズから生まれる課題を抽出し、解決のための協議を行うことができる。
○帰任後の対象者の変化を想定して、支援を実施する福祉関係機関の立場に立った、共感的リスクマネジメントと支援プランの提案ができる。
○様々な領域や地域の人々を対象に事業の効果的なプレゼンテーションを行うことができる。



③ 管理者

○協働的ネゴシエーションスキルについて、職員に適宜指導助言を行う事ができる。
○行政や事業実施主体に対する提案や政策提言ができる。

研修計画（例）（検討中、12月から議論）

項目	① 初任者	② 現任者	③ 管理者
理念と価値	講義・実習	演習	演習
コンプライアンス	講義	OJT	
定着業務の基本	講義・OJT	OJT	
関連制度の知識	講義・自己研鑽	自己研鑽	
個別支援技術	OJT	事例検討	事例検討
地域支援技術	OJT	演習	演習



各段階の職員向けに研修カリキュラムを作成。

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
第2回「研修カリキュラム作成委員会」
(令和元年度厚生労働省社会福祉推進事業)

日時：令和2年2月17日（月）13：30～16：30
場所：航空会館 B102 会議室

議 事 次 第

1. 開 会 代表理事 北岡 賢剛

2. 報告事項（各種研修等に係るアンケート結果等） ※「参考資料」参照 研修部会及び事務局
 - ・ 定着経験年数3年以下職員アンケート調査
 - ・ 初任者研修（大阪・東京）
 - ・ リーダー研修

3. 協議事項
 - ①前回の協議内容を踏まえた「研修カリキュラム（案）」について 各委員
 - ・ 研修カリキュラムの獲得目標や内容・時間数等について
 - ・ 研修プログラム（案）について

 - ②カリキュラム以外に必要なプログラムについて 各委員
 - ※「課題整理表」参照

4. その他

5. 開 会 代表理事 北岡 賢剛

地域生活定着センター職員として求められる資質及び望ましい力（R2.1.24版）

NO.1

獲得目標	①どういった研修が必要か
	②どのくらいの時間が必要か

分類	説明	初任（3年未満） 理解する・指導の下実施できる	中堅（3年以上） 説明できる・実施できる	管理者 指導できる・発信できる・改善できる	ポイント
①理念と価値	定着支援事業の根本的な考え方、存在意義	<p>○地域生活定着促進事業の創設の経緯や実施する意義について理解する。</p> <p>○犯罪には、まず社会的な背景（制度施策の不備や社会的な無理解・無関心等）がありそれに加えて対象者ごとの個別的な背景（家庭環境・生活困窮等）があることを理解し、地域生活定着支援は、そうした犯罪の背景が必ずしも正しく認識・理解されていないことから、現状において社会的理解が得られにくいものである事を理解する。</p>	<p>○地域生活定着促進事業の創設の経緯や実施する意義について、初任者や支援関係者に説明することができる。</p> <p>○地域生活定着支援の進捗や社会的理解の困難性について、初任者へ説明する事ができるとに、指示する事ができる。</p>	<p>○地域生活定着促進事業が適切に実施できるために、職員に対して理念や価値について指導することができる。また、支援関係者に対して理解を深めるための取組みを実施することができる。</p> <p>○地域生活定着支援の進捗が困難な場合に、職員に対して経験等を活用した指導を行う事ができる。</p>	<p>社会的障壁により自己実現が阻害された人々を排除しない社会の実現のために、領域横断的な視点で制度の隙間を補完し人としての生活を回復する支援を行う。</p>
	定着支援センターの相談員が行動するための行動指針と、その根拠となる理念	<p>○罪を犯した障害者や高齢者が罪を犯すに至った経緯に目を向け、安定した地域生活を送っていくためには適切な福祉支援等が必要な場合があることを理解する。その上で、支援を受けることは当事者の権利であることについて理解する。</p> <p>○高齢であったり、障害があることを含め、人間の多様性（ダイバーシティ）を認め尊重することについて理解する。</p> <p>○これまでの生活の中で構築してきた支援者自らの価値観や偏見の有無等が、支援を実施する上で大きな影響を及ぼす事について理解する。</p>	<p>○罪を犯した障害者や高齢者への支援の必要性や、支援を受ける権利について、初任者や支援関係者に説明することができる。</p> <p>○人間の多様性を認め尊重することについて初任者や支援関係者に説明することができる。</p> <p>○支援者自らの価値観や偏見の有無が支援に及ぼす影響について、初任者や支援関係者に説明することができる。</p>	<p>○罪を犯した障害者や高齢者への支援の必要性や、支援を受ける権利についての理解を促すために、職員に対して指導することができる。また、支援者関係者に対して理解を深めるための取組みを実施することができる。</p> <p>○人間の多様性を認め尊重すること、支援者自らの価値観や偏見の有無が支援に及ぼす影響について、職員に指導することができる。また、支援関係者に対して理解を深めるための取組みを実施することができる。</p>	<p>法を犯した人は、社会的には否定され排除されやすいが、まず犯罪に至った背景に目を向け、支援対象者を人間として向き合うための人権感覚や共感的理解・支援における価値観を身につける。</p>
②コンプライアンス	要配慮個人情報を取り扱うための事業実施における社会的規範とルール	<p>○福祉サービスを含む社会的支援を体感的に理解できない対象者がいることを認知した上で、支援対象者に対する説明と同意の重要性を理解する。</p> <p>○支援対象者に関する情報が、個人情報として、法令にのっとり適切に取り扱われ保護されなければならないことについて理解する。（○特に受刑履歴等に関する情報についての取り扱いについては、配慮が必要である事について理解する。）</p>	<p>○支援を開始するに当たっての必要な手続き等について、初任者に説明することができる。</p> <p>○法令にのっとり個人情報保護の必要性について、初任者に対して説明することができる。</p> <p>○事業所内における（要配慮）個人情報の取り扱いについて点検することができる。</p>	<p>○支援を開始するに当たっての必要な手続きの実施状況について確認するとともに、適切な方法等について職員に指導することができる。</p> <p>○法令にのっとり個人情報保護について、職員に指導することができる。</p> <p>○事業所内における（要配慮）個人情報の取り扱いについて点検し、必要に応じて改善することができる。</p>	<p>支援になじみにくい経過を持つ人への説明と同意に基づく支援と、秘密保持の原則に立脚し、犯罪歴等を含む特に高度な個人情報の活用についての手続き・内容・目的の明確化や共感的理解は前提条件となる。</p>
③業務上の基本	矯正施設などの司法関係機関及び福祉関係機関、他の都道府県センターとの業務協力に必要なルール及び慣習の理解	<p>○司法関係機関との連携業務を行うため、司法文化や基本的なルール、地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて理解する。</p> <p>○地域の福祉関係機関等との連携業務を行うため、関係する基本的な制度、地域生活定着支援センターとの連携状況等について理解する。</p> <p>○ブロック内外の他センターとの連携業務を行うため、他地域の実情や業務実施方法について理解する。</p> <p>○罪を犯した障害者・高齢者への支援が周囲に及ぼすリスクと、業務を遂行していく上で考えられるリスクを理解し、管理者等へ適切に情報共有を行うことができる。</p>	<p>○司法関係機関との連携業務を行うため、司法文化や基本的なルール、地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて理解し、適切に実践することができる。</p> <p>○地域の福祉関係機関等との連携業務を行うため、関係する基本的な制度、地域生活定着支援センターとの連携状況等について理解し、適切に実践することができる。</p> <p>○ブロック内外の他センターとの連携業務を行うため、他地域の実情や業務実施方法について理解し、適切に実践することができる。</p> <p>○罪を犯した障害者・高齢者への支援が周囲に及ぼすリスクと、業務を遂行していく上で考えられるリスクを理解し、マネジメントすることができる。</p>	<p>○司法関係機関との連携業務を行うため、司法文化や基本的なルール、地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて理解し、職員に対して指導することができる。</p> <p>○地域の福祉関係機関等との連携業務を行うため、関係する基本的な制度、地域生活定着支援センターとの連携状況等について理解し、職員に対して指導することができる。</p> <p>○ブロック内外の他センターとの連携業務を行うため、他地域の実情や業務実施方法について理解し、必要に応じその平準化等に向けた提言を行うことができる。</p> <p>○罪を犯した障害者・高齢者への支援が周囲に及ぼすリスクと、全体の業務を円滑に遂行していく上で考えられるリスクを把握し、情報共有や各職員によるリスクマネジメントが適切になされているか点検・指導を行うことができる。</p>	<p>地域生活定着支援センターは司法や福祉等、多岐にわたる領域をまたぐ業務であることから、その基本的なフローを身につけ確実に実践することが円滑な支援につながる。</p> <p>また、罪を犯した障害者・高齢者を支援することに伴う様々なリスクを理解し、業務が円滑に進んでいくよう組織・職員個々でマネジメントを行っていくことが必要である。</p>

NO.2

分類	説明	初任（3年未満） 理解する・指導の下実施できる	中堅（3年以上） 説明できる・実施できる	管理者 指導できる・発信できる・改善できる	ポイント
④対象者支援に必要な制度等の知識	福祉分野の制度・政策関連	○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度や社会資源について知り、必要に応じて検索および問い合わせ、現場に同行等することで内容について理解する事ができる。 ○福祉サービスを含む社会的支援の繋がりにくさや狭間に気づき、様々な地域資源を活用したり、開発していく事の意義を理解する。	○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度について適切に活用することができる。また、初任者に対して説明し、活用について助言する事ができる。 ○支援に必要な社会資源、事業所等との顔の見える関係づくりができる。 ○自発的なアプローチによって、新たな社会資源を開拓していくことができる。 ○福祉サービスを含む社会的支援の成果・課題を言語化し、政策に反映できる調査や、管理者への提言等を行うことができる。	○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度および関連する制度についての理解を職員に促し、適宜指導する事ができる。 ○支援に必要な社会資源、事業所等との顔の見える関係づくりができ、その手法について適宜職員に助言指導することができる。 ○福祉サービスを含む社会的支援の成果・課題を整理し、政策に反映できるよう、国や自治体への提言・発信を行うことができる。	事業に関わる各制度や社会資源を実務を通して理解・活用できるようにし、支援の幅を広げる。 また、円滑な事業実施のために、制度施策に係る課題点等をまとめ、発信することのできる人材を養う。
	保健・医療分野の制度・政策関連				
	労働分野の制度・政策関連				
	住環境に関する制度・政策等				
	司法領域の制度・政策関連				
	制度施策的な課題の発見と提言				
⑤個別支援の技術	感情のコントロール（自己覚知・開示・抑制）	○「支援が必要である」ことが直感的には受容できにくい対象者を目の前にした時の感情について整理できる。 ○自らの感情の変化が支援を行う上で大きな影響を及ぼす事を理解し、スーパーバイズを要請することができる。	○「支援が必要である」ことが直感的には受容できにくい対象者を目の前にした時の、支援者自らの感情の変化を適切に言語化し、コントロールする事ができる。 ○初任者の動揺を察知し、タイムリーに助言をする事ができる。	○感情変化の自己覚知とコントロールの必要性や方法について、職員が適切に行えない状況、精神的ストレスの有無について気づき、スーパーバイズする事ができる。	支援者としてよりむしろ、人として対象者とどう向き合うのか、自分自身の価値観や考え方について確認する作業
	矯正や更生保護等から地域へつながり相談援助技術	○コーディネート業務における基本的な相談支援プロセス（インテーク→アセスメント→プランニング→介入→モニタリング→終結）と各プロセスの留意点について理解する。 ○支援対象者との信頼関係の構築を構築するためには、刑事司法手続きに関わったことによる心理等の変化があることを理解したうえで、受容、共感、傾聴等に関する技術が必要である事を理解し、現任者の指導の下、実施することができる。 ○情報収集及びアセスメントを実施をするにあたっては、矯正施設内等という限られた状況において実施しなければならないため、矯正施設に入所する以前の状況や、地域に帰住した後の生活態度等にも配慮することが必要であることについて理解する。 ○アセスメントや支援方針の内容や根拠について、現任者の指導の下、支援対象者や関係者に説明する事ができる。 ○支援における多機関連携やチームアプローチの重要性を理解する。 ○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等の支援（スーパーバイズ）を積極的に受ける事ができる。	○地域生活定着支援に特有の留意点に配慮した相談支援を実践でき、その具体的内容について初任者に説明する事ができる。 ○支援対象者との信頼関係構築に関わる技術について実践でき、その具体的内容について初任者に説明する事ができる。 ○支援における多機関連携やチームアプローチの重要性を理解し、支援チームを構築することができる。 ○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等を適宜受けるとともに、初任者への積極的な助言ができる。 ○職場内や支援現場におけるリスクアセスメントに取組み、必要に応じてコーピングを実践する事ができる。 ○アセスメントや支援方針の内容や根拠について、支援対象者や関係者に分かりやすく説明できるとともに、初任者に助言を行う事ができる。	○地域生活定着支援に特有の留意点に配慮した相談支援技術について、職員に指導する事ができる。 ○支援における多機関連携を促進する取り組みを行うとともに、支援チームに対するスーパーバイズを行う。 ○支援課題の解決が困難な事例に対応している場合において、職員に対して適宜指導・助言（スーパーバイズ）を行う事ができる。 ○職場内や支援現場において、リスクアセスメントや必要に応じたコーピングが実施できる環境整備を行ったり、職員に指導する事ができる。	福祉を利用した経験がなかったり、特殊な環境下にある対象者が、支援を受け入れ、安定した地域生活を送るために必要な相談支援スキル
⑥地域支援の技術	横断的、長期的視点に立った、司法及び福祉関係機関との連携によるコーディネート力	○地域生活定着支援が現状において社会的理解を得にくい事業であることを念頭に、福祉関係機関や地域の支援者、司法関係機関との協働的な支援を進めるために、個別ニーズを根拠としたネゴシエーションスキルを理解する。 ○対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランの作成・実施について理解することができる。	○福祉関係機関や地域の支援者、司法関係機関との協働的な支援を進めるために、個別ニーズを根拠としたネゴシエーションスキルを、初任者に説明し、適切に実践する事ができる。 ○対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランを作成・実施することができる。	○協働的ネゴシエーションスキルについて、職員に適宜指導助言を行う事ができる。 ○対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランの作成・実施について、職員に助言・指導することができる。	専門家というよりもむしろ、司法から地域への掛橋となるための定着ならではの特殊な役割。ただし、あくまでも協働によって後方から対象者の自立支援を目指す調整が大切。
	定着支援事業をプロモーションするプレゼン力	○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について理解し、その周知啓発の必要性・重要性について理解する。	○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について理解し、地域や福祉関係者等に対して周知啓発を行うことができる。	○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について地域や福祉関係者等に対して周知啓発を行うことができ、必要に応じて政策提言等を行うことができる。	上記の多機関開啓を促進していくうえでも、事業に共感する応援団をいかに増やしていくかも重要な要素。

初任者研修カリキュラム案 2020. 2. 10

全国地域生活定着支援センター協議会

カテゴリー	獲得目標	内容	形式
①理念と価値			
・定着促進事業の根本的な考え方、存在意義	○地域生活定着促進事業の創設の経緯や実施する意義について理解する。 ○犯罪には、まず社会的な背景(制度施策の不備や社会的な無理解・無関心等)がありそれに加えて対象者ごとの個別的な背景(家庭環境・生活困窮等)があることを理解し、地域生活定着支援は、そうした犯罪の背景が必ずしも正しく認識・理解されていないことから、現状において社会的理解が得られにくいものである事を理解する。	・下関放火事件や「獄窓記」など事業の生まれる契機となった出来事による社会的な影響について学ぶ。 ・出来事に関わった人々の語りを聞き、事件が起こった様々な背景要因について考察する。 ・コミュニティから疎外されている人々と交流する機会を得る。	「体験型理念研修」 講義 8 時間 実習 2 時間
定着支援センターの相談員が行動するための行動指針と、その根拠となる理念	○罪を犯した障害者や高齢者が罪を犯すに至った経緯に目を向け、安定した地域生活を送っていくためには適切な福祉支援等が必要な場合があることを理解する。その上で、支援を受けることは当事者の権利であることについて理解する。 ○高齢であったり、障害があることを含め、人間の多様性(ダイバーシティ)を認め尊重することについて理解する。 ○これまでの生活の中で構築してきた支援者自らの価値観や偏見の有無等が、支援を実施する上で大きな影響を及ぼす事について理解する。	・世界人権宣言、国際人権 AB 規約を学び、支援対象の生活歴の中で保障されていなかった権利は何か、保障されるために必要な環境とは何かについて考察する。 ・支援対象者がこれまでに置かれてきた環境によってどのような影響を受け、自己防衛してきたか、その結果として現在の状態が生み出されていることを学ぶ。 (非行、暴力行為、窃盗、依存症、性的問題行動等の理解と対応について)	「基本的人権」 講義 1 時間 「対象者理解」 演習 2 時間 (課題別選択)
②コンプライアンス			
要配慮個人情報を取り扱うための事業実施における社会的規範とルール	○福祉サービスを含む社会的支援を体感的に理解できない対象者がいることを認知した上で、支援対象者に対する説明と同意の重要性を理解する。 ○支援対象者に関する情報が、個人情報として、法令にのっとり適切に取り扱われ保護されなければならないことについて理解する。 (○特に受刑履歴等に関する情報についての取り扱いについては、配慮が必要である事について理解する。)	・個人情報の種類と取り扱い方の基本を学ぶ。 ・犯罪歴などの要配慮情報の考え方と取り扱い方について学ぶ。 ・福祉の支援を受けることに慣れていない、判断能力に疑いのある支援対象者の同意について考える。 ・受刑施設等で指印を取るの意味と有効性について学ぶ。	「個人情報に係る配慮について」講義 1 時間

③業務上の基本			
矯正施設などの司法関係機関及び福祉関係機関、他の都道府県センターとの業務協力に必要なルール及び慣習の理解	<p>○司法関係機関との連携業務を行うため、司法文化や基本的なルール、地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて理解する。</p> <p>○地域の福祉関係機関等との連携業務を行うため、関係する基本的な制度、地域生活定着支援センターとの連携状況等について理解する。</p> <p>○ブロック内外の他センターとの連携業務を行うため、他地域の実情や業務実施方法について理解する。</p> <p>○罪を犯した障害者・高齢者への支援が周囲に及ぼすリスクと、業務を遂行していく上で考えられるリスクを理解し、管理者等へ適切に情報共有を行うことができる。</p>	<p>・「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」、「地域生活定着促進事業実施要領」について知る。</p> <p>・テキスト「 」をもとに基本業務を学ぶ。</p> <p>・特別調整、一般調整、フォローアップ、相談支援、その他の事業</p> <p>・リスクマネジメントの在り方と、総合的リスク及び個別リスクについてアセスメントする必要性を学ぶ。(報連相)</p>	「定着業務の基本」講義 1.5 時間
④対象者支援に必要な制度の知識			
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野の制度・政策関連 ・保健・医療分野の制度・政策関連 ・労働分野の制度・政策関連 ・住環境に関する制度・政策等 ・司法領域の制度・政策関連 ・制度施策的な課題の発見と提言 	<p>○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度や社会資源について知り、必要に応じて検索および問い合わせ、現場に同行等することで内容について理解することができる。</p> <p>○福祉サービスを含む社会的支援の繋がりにくさや狭間に気づき、様々な地域資源を活用したり、開発していく事の意義を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・司法関係機関の役割と業務内容、連携の方法について学ぶ。 ・保健医療機関の役割と業務内容、連携の方法について学ぶ。 ・就労支援機関の役割と業務内容、連携の方法について学ぶ。 ・住宅関連団体等の役割と業務内容、連携の方法について学ぶ。 	「矯正」講義 1.5 時間 「弁護士・検察」講義 1.5 時間 「関係する制度・社会資源」講義 1.5 時間
⑤個別支援技術			
感情のコントロール（自己覚知・開示・抑制）	<p>○「支援が必要である」ことが直感的には受容できにくい対象者を目の前にした時の感情について整理できる。</p> <p>○自らの感情の変化が支援を行う上で大きな影響を及ぼす事を理解し、スーパーバイズを要請することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に重大な犯罪を犯した支援対象者を前にした時の人の感情の動きと対処法について理解する。 ・定着支援センターの相談員に必要なスーパービジョンについて理解し、実際にスーパービジョンを受ける経験をする。 	「感情のコントロール」講義 1.5 時間 講義 1.5 時間 演習 2 時間
矯正や更生保護等から地域へつなぐ相談援助技術	<p>○コーディネイト業務における基本的な相談支援プロセス（インテーク→アセスメント→プランニング→介入→モニタリング→終結）と各プロセスの留意点について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所の中の面接の進め方、情報収集の方法、アセスメントの仕方を学び、福祉サービス調整計画の立案について実習する。 ・帰住後の再アセスメント 	「対象者理解」講義 1.5 時間 「矯正・更生保護から地域へつなぐ相談援助技

	<p>○支援対象者との信頼関係の構築を構築するためには、刑事司法手続きに関わったことによる心理等の変化があることを理解したうえで、受容、共感、傾聴等に関する技術が必要である事を理解し、現任者の指導の下、実施することができる。</p> <p>○情報収集及びアセスメントを実施をするにあたっては、矯正施設内等という限られた状況において実施しなければならないため、矯正施設に入所する以前の状況や、地域に帰住した後の生活態度等にも配慮することが必要であることについて理解する。</p> <p>○アセスメントや支援方針の内容や根拠について、現任者の指導の下、支援対象者や関係者に説明する事ができる。</p> <p>○支援における多機関連携やチームアプローチの重要性を理解する。</p> <p>○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等の支援（スーパーバイズ）を積極的に受ける事ができる。</p>	<p>と支援計画の変更の必要性について学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援計画立案時の相談支援事業所等との連携の方法について学ぶ。 ・面談の技法（リフレクティング等）について学ぶ。 ・助言等のスーパーバイズを受けながらコーディネート業務を進めるイメージを形成する。 	<p>術」講義 1 時間 演習 3 時間</p>
<p>⑥地域支援の技術</p>			
<p>横断的、長期的視点に立った、司法及び福祉関係機関との連携によるコーディネータカ</p>	<p>○地域生活定着支援が現状において社会的理解を得にくい事業であることを念頭に、福祉関係機関や地域の支援者、司法関係機関との協働的な支援を進めるために、個別ニーズを根拠としたネゴシエーションスキルを理解する。</p> <p>○対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランの作成・実施について理解することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現任者が、コーディネートの中で受け入れ施設や事業所等に対し利用相談を行う中で、センターの担う役割について説明を行う場面を観察した上で、実際に自らも説明を試みる。 ・グッドライフモデルについて学び、支援計画を立案する。 	<p>OJTによる実施 1回以上</p> <p>前出の「相談援助技術」に含める</p>
<p>定着支援事業をプロモーションするプレゼンカ</p>	<p>○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について理解し、その周知啓発の必要性・重要性について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センター主催の研修会や学習会への講師派遣等で、現任者の講演を聞き、受講者アンケートをまとめる。 	<p>OJTによる実施 1回以上</p>

中堅者研修カリキュラム案 2020. 2. 10

全国地域生活定着支援センター

カテゴリー	獲得目標	内容	形式
①理念と価値			
定着支援事業の根本的な考え方、存在意義	<p>○地域生活定着促進事業の創設の経緯や実施する意義について、初任者や支援関係者に説明する事ができる。</p> <p>○地域生活定着支援の進捗や社会的理解の困難性について、初任者へ説明する事ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下関放火事件や「獄窓記」など事業の生まれる契機となった出来事による社会的な影響について繰り返し学び、積極的にコミュニティから疎外されている人々と交流する中で、支援の根拠を自らの言葉で語る。 ・「経済財政改革の基本方針 2008」に始まる政府の対応と事業の変遷について整理する。（「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」、「再犯防止に向けた総合対策」、「世界一安全な日本」、「再犯防止推進計画」） 	体験型理念研修（10 時間） 講義 4 時間 実習 4 時間 グループワーク 2 時間
定着支援センターの相談員が行動するための行動指針と、その根拠となる理念	<p>○罪を犯した障害者や高齢者への支援の必要性や、支援を受ける権利について、初任者や支援関係者に説明する事ができる。</p> <p>○人間の多様性を認め尊重することについて初任者や支援関係者に説明する事ができる。</p> <p>○支援者自らの価値観や偏見の有無が支援に及ぼす影響について、初任者や支援関係者に説明する事ができる。</p>		講義 1 時間 事例検討 2 時間
②コンプライアンス			
要配慮個人情報を取り扱うための事業実施における社会的規範とルール	<p>○支援を開始するに当たっての必要な手続き等について、初任者に説明する事ができる。</p> <p>○法令にのっとった個人情報保護の必要性について、初任者に対して説明する事ができる。</p> <p>○事業所内における（要配慮）個人情報の取り扱いについて点検することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に配慮した個人情報の取得の在り方、同意の取り方について学ぶ。 ・個人情報保護法などの関連する法令の精読 ・センターとしての個人情報取り扱いのルールについて規定を整理し、運用状況を定期的にモニタリングする。 	「コンプライアンス」 講義 2 時間 自己研鑽 情報セキュリティ部会活動への協力
③業務上の基本			
矯正施設などの司法関係機関及び福祉関係機関、他の都道府県センターとの業務協力に必要なル	<p>○司法関係機関との連携業務を行うため、司法文化や基本的なルール、地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて理解し、適切に実践することができる。</p> <p>○地域の福祉関係機関等との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート業務の中で生じる、矯正施設及び保護観察所等との連携業務について、全国的な状況を把握し、自センターの状況と照らし合わせながら、円滑 	座談会（情報交換会）グループワーク 1 時間

<p>ール及び慣習の理解</p>	<p>業務を行うため、関係する基本的な制度、地域生活定着支援センターとの連携状況等について理解し、適切に実践することができる。 ○ブロック内外の他センターとの連携業務を行うため、他地域の実情や業務実施方法について理解し、適切に実践することができる。 ○罪を犯した障害者・高齢者への支援が周囲に及ぼすリスクと、業務を遂行していく上で考えられるリスクを理解し、マネジメントすることができる。</p>	<p>な業務の進め方について検討する。 ・コーディネート業務及びフォローアップ業務の中で生じる福祉サービス等の利用調整及び利用促進について、全国的な状況を把握し、自センターの状況と照らし合わせながら円滑な業務の進め方について検討する。 ・ブロック内外の他センターとの情報交換を行い、各エリアやセンター毎の特色を理解する。 ・業務遂行時に生じるリスクを把握し、対応策について検討する。</p>	<p>サイボウズ「実践エキス」の活用 「定着促進事業特有のリスクについて」</p>
<p>④対象者支援に必要な制度の知識</p>			
<p>・福祉分野の制度・政策関連 ・保健・医療分野の制度・政策関連 ・労働分野の制度・政策関連 ・住環境に関する制度・政策等 ・司法領域の制度・政策関連 ・制度施策的な課題の発見と提言</p>	<p>○地域生活定着支援を行う上で必要となる基本的な各制度について適切に活用することができる。また、初任者に対して説明し、活用について助言する事ができる。 ○支援に必要な社会資源、事業所等との顔の見える関係づくりができる。 ○自発的なアプローチによって、新たな社会資源を開拓していくことができる。 ○福祉サービスを含む社会的支援の成果・課題を言語化し、政策に反映できる調査や、管理者への提言等を行うことができる。</p>	<p>・福祉及び関連分野の制度・政策について、最新情報をキャッチする。 ・関係機関との情報交換の実施 ・制度の隙間の発見</p>	<p>自己研鑽</p>
<p>⑤個別支援技術</p>			
<p>感情のコントロール（自己覚知・開示・抑制）</p>	<p>○「支援が必要である」ことが直感的には受容できにくい対象者を目の前にした時の、支援者自らの感情の変化を適切に言語化し、コントロールする事ができる。 ○初任者の動揺を察知し、タイムリーに助言をする事ができる。</p>	<p>・特殊な状況に置かれている対象者と向き合う支援者の、精神的疲労を軽減するためのスーパーバイズの必要性について学び、支援者に効果的なスーパーバイズを体得する。</p>	<p>「スーパーバイズについて」 講義 1.5 時間 演習 2 時間</p>
<p>矯正や更生保護等から地域へつなぐ相談援助技術</p>	<p>○地域生活定着支援に特有の留意点に配慮した相談支援を実践でき、その具体的内容について初任者に説明する事ができる。 ○支援対象者との信頼関係構築に関わる技術について実践でき、その具体的内容について初任者に説明する事ができる。 ○支援における多機関連携やチー</p>	<p>・「グッドライフモデル」、「リフレクティング」、「クライシスプラン」、「リスクアセスメントとコーピング」などの相談支援技術について学び、個別支援業務に活用する。</p>	<p>【選択科目】 講義 1.5 時間 演習 2 時間 相談支援専門員 現任研修</p>

	<p>ムアプローチの重要性を理解し、支援チームを構築することができる。</p> <p>○支援課題の解決が困難な場合等において、同僚や上司からの指導・助言等を適宜受けるとともに、初任者への積極的な助言ができる。</p> <p>○職場内や支援現場におけるリスクアセスメントに取組み、必要に応じてコーピングを実践する事ができる。</p> <p>○アセスメントや支援方針の内容や根拠について、支援対象者や関係者に分かりやすく説明できるとともに、初任者に助言を行う事ができる。</p>		
⑥地域支援の技術			
横断的、長期的視点に立った、司法及び福祉関係機関との連携によるコーディネータ	<p>○福祉関係機関や地域の支援者、司法関係機関との協働的な支援を進めるために、個別ニーズを根拠としたネゴシエーションスキルを、初任者に説明し、適切に実践する事ができる。</p> <p>○対象者のエンパワメントとなるような支援（趣味や生きがいの創出等）プランを作成・実施することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者のニーズに添った生活環境を調整するための、関係機関との関係作り、地域支援体制の構築に必要なネゴシエーションの手法について学ぶ。 ・支援対象者の居住する地域において、人間性の回復が得られる地域ケア会議の開催の仕方について理解する。 	<p>「ネゴシエーションスキル」講義 1.5 時間</p> <p>相談支援専門員の現任研修</p>
定着支援事業をプロモーションするプレゼンカ	<p>○地域生活定着支援事業の創設の経緯や実施する意義について理解し、地域や福祉関係者等に対して周知啓発を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での受け皿開拓や、地域住民などの理解を得るための資料の作り方や説明の仕方について学び、実際の活動エリアで活用する。 	<p>「プレゼンスキル」講義 1.5 時間 演習 2 時間</p>

定着支援センター職員
初任者研修プログラム案

【1日目】

時間	主な内容
13:00 (120分)	講義：地域生活定着支援センターの成り立ちと理念について ①地域生活定着支援センターの沿革について ②地域生活定着促進事業の根本的な考え方・存在意義について ③定着支援センターの相談員が行動するための行動指針と、その根拠となる理念について
15:00 (15分)	休憩
15:15 (45分)	行政説明：地域生活定着促進事業について ①関係法令・事業実施要領・制度等について
16:00 (90分)	講義：定着業務の基本について ①地域生活定着支援センターの基本的な業務フローについて ②罪を犯した障害者・高齢者の支援におけるリスクマネジメントについて
17:30 (10分)	休憩
17:40 (60分)	講義：コンプライアンスについて ①社会的支援を体感的に理解できない対象者を認知した上での説明と同意の重要性について ②受刑歴等の要配慮個人情報適切な取り扱いについて
18:40	研修1日目 終了
19:15	情報交換会

【2日目】

時間	主な内容
9:00 (90分)	講義：司法文化について①～矯正施設～
10:30 (90分)	講義：司法文化について②～弁護士・検察～
12:00 (60分)	昼休憩（軽食を用意しワールドカフェ風を実施）
13:00 (90分)	講義：関係する制度・社会資源について
14:00 (10分)	休憩
14:10 (240分)	講義・演習：相談援助の基本について ①矯正や更生保護から地域へつなぐ相談援助技術について
18:10	研修2日目 終了
18:30	情報交換会

【3日目】

時間	主な内容
9:00 (90分)	講義：②対象者理解について
10:30 (90分)	講義：感情のコントロールについて
12:00 (60分)	昼休憩
13:00 (210分)	講義：スーパーバイズを受ける 演習 実践的ロールプレイ（3人組 1人×15分と振り返り60分→ 2回 120分）
16:30 (30分)	研修総括など
17:00	研修3日目 終了
17:30	参加者による研修の振り返り（※希望者のみ）

定着支援センター職員
中堅者研修プログラム案

【1日目】

時間	主な内容
13:00 (90分)	講義：地域生活定着支援センターの理念とこれから求められる役割について チェックリスト「求められる職員像」の紹介
15:00 (15分)	休憩
15:15 (210分)	講義・演習：スーパーバイズについて なぜ定着職員にはSVが必要か？（ニーズを盛り込む）
18:15	研修1日目 終了
18:30	情報交換会

【2日目】

時間	主な内容
9:00 (120分)	講義：コンプライアンスについて 個人情報の同意の意味と効力 取り扱い 情報管理規定 ケース会議での情報の出し方 送り方 矯正施設で取る指印の意味等を盛り込む
10:30 (120分)	講義・演習：手法1「クライシスプラン」 (支援対象者とともに、実効性のある地域生活継続のためのプランをつくる。)
12:30 (60分)	昼休憩（軽食を用意しワールドカフェ風を実施）
13:30 (210分)	講義・演習：相談援助の実務について「リフレクティング」を学ぶ
17:00	座談会 1 テーマをきめてグループで情報交換 2 「他のセンターに聞きたいこと」コーナー
18:00	研修2日目 終了

【3日目】

時間	主な内容
9:00 (90分)	講義：制度施策的な課題の発見と提言について ①ネゴシエーションスキル
10:30 (90分)	講義：定着事業のプレゼン・発信について ②プレゼンスキル（資料の作り方、説明の仕方）例）パーソルキャリア社長
12:00 (60分)	昼休憩
13:00 (120分)	演習：プレゼン 選択テーマ①制度的課題の発見と提言②受け皿拡大のための工夫
15:00 (15分)	研修総括
15:15	研修3日目 終了
15:30	参加者による研修の振り返り（※希望者のみ）

「第1回研修カリキュラム作成委員会」を踏まえた課題整理

第1回委員会で顕在化した課題点	カリキュラムに盛り込むことにより改善が期待されること	カリキュラム以外の運用の見直しにより改善が期待されること	その他
相談窓口の必要性 ・経験年数の浅い職員の不安感の軽減 ・スーパーバイズできる環境の確保		・定着支援センターに特化したオフィシャルな相談窓口の設置（ex.経験が浅い看護師を支える方テラスの業務支援室）	
管理者こそ孤立しているのではないか？	・「研修プログラム」として、どのような内容を盛り込むか？		
自己の到達点の視覚化		・自己の到達点が分かるような「チェックリスト」の作成・導入	
人材交流の有用性	・グループワークや演習の導入 ・ワールド・カフェのような楽しく交わるメニューの設定 ・研修会後に懇親会の実施	・定着支援センター同士で人材交流 ・研修とは別に定着支援センター同士の「交流」の場を設定	
交渉・コーディネート能力の重要性	・「研修プログラム」として、どのような内容を盛り込むか？	・研修以外で、どのように培うか？	

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、
研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業」
「研修カリキュラム作成委員会 資料」

編集・発行 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 北岡 賢剛
長崎県諫早市福田町 357-1
TEL : 0957-23-1332
FAX : 0957-24-1330
URL: <http://zenteikyo.org/>

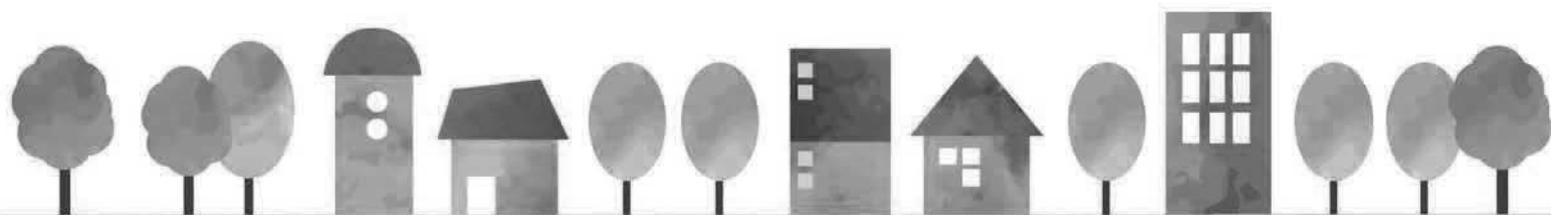
発行日 令和2年3月31日

令和元年度 厚生労働省社会福祉推進事業

〔 地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、
研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業 〕

ワーキング・チーム 報告書

定着経験年数3年以下職員へのアンケート調査を中心に



令和元年度 厚生労働省社会福祉推進事業

「地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、
研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業」

ワーキング・チーム報告書

目次

- 「ワーキング・チーム」の活動についてP. 3
- 「定着経験年数3年以下職員へのアンケート調査」についてP. 5
- 参考資料（アンケート調査結果）P. 11

専門部会の活動強化と包括的支援人材の育成に向けた 「ワーキング・チーム」の活動について

1. 活動期間

開始 令和元年6月7日

終了 令和2年3月31日

2. ワーキング・チームの概要

(1) 趣旨・目的

平成30年度社会福祉推進事業の中で、定着支援センター職員の人材育成に係る研修や支援ツールの検討をテーマに実施した「中央検討委員会」（以下、中央検討委員会）において、全国の定着支援センターにアンケート調査を行った。その結果、経験年数3年未満の職員が全体の約6割を占める職員構成が明らかとなった。

こうした職員構成を踏まえ、体系化された研修カリキュラムのほか、職員が日々の業務で直面する疑問やトラブルをすぐに解決できるよう、現場の支援業務を効果的にサポートするための仕組みやツールの検討・開発等を、現場職員の声を拾い上げより現場に即して行っていく。

上記の趣旨・目的に照らして、より幅広い視点から意見を集めるため、ワーキング・チームのメンバーは、一般の相談員を中心とし、かつ経験年数等といった階層別に構成する。

(2) メンバー構成（敬称略）

ブロック区分	都道府県	役職	氏名
九州	宮崎県	センター長	濱田 新（リーダー）
北海道・東北	北海道（札幌）	相談員	原 千春（サブリーダー）
関東・甲信越	群馬県	相談員	小池 裕加
東海・北陸	愛知県	相談員	丹羽 宏太
近畿	和歌山県	相談員	松元 一樹
中国・四国	徳島県	相談員	津舟 しのぶ
事務局	全定協	事務局長	伊豆丸 剛史

(3) 開催

下表の通り検討会議を年4回開催した。

回数	実施期日	会場
第1回	令和元年7月29日	南高愛隣会東京事務所
第2回	令和元年9月9日	南高愛隣会東京事務所
第3回	令和元年10月28日	南高愛隣会東京事務所
第4回	令和2年1月8日	南高愛隣会東京事務所

(4) 具体的な取組内容

(1) 定着経験年数3年以下職員アンケート調査

「中央検討委員会」において全国の定着支援センターに実施したアンケート調査で「定着経験年数3年未満の職員が6割を占めていること」や「その職員の多数が孤立感や不安感を抱えている」等の点が課題として顕在化した。しかし、当該アンケート調査の回答率は8～9割に留まり、正確な母数（全国の定着支援センターの職員数）も把握できていなかった。

こうしたことから、今年度より新たに全センター共通の情報共有ツールとして導入したグループウェア「サイボウズ Office」を活用し「定着経験年数3年以下職員アンケート調査（全数調査）」を実施し、その正確な数、属性等を把握すると共に、その職員が抱えている「やりがい」や「不安」等を明らかにすることで、同じく社会福祉推進事業の中で実施する「研修カリキュラム作成委員会」における体系的な研修カリキュラムのほか、人材育成に係る仕組みやツールの検討・開発等につなげ、職員のモチベーションの維持・向上に資するものとした。

(2) ガイドブックの作成（※成果物参照）

平成23年度社会福祉推進事業で作成した「地域生活定着支援センターガイドブック」が制度改正等に応じて更新されていないことや、受託法人の変更・人事異動等で所持していないセンターや職員、関係機関が増えてきていることから、今年度新たにガイドブックを作成し、各センターや矯正施設等の関係機関へ配布することを目的とした。

(5) 成果

(1) 定着経験年数3年以下職員アンケート調査

1. 「定着経験年数3年以下職員アンケート調査」について……………P. 5
・ 全国の定着職員に占める経験年数3年以下職員の割合
55.3% (135名/244名)
2. 課題及び提言……………P. 6
3. 参考資料……………P. 11

(2) ガイドブックの作成（※成果物参照）

※「定着経験年数3年以下」の定義：

→令和元年9月末日現在で、定着支援センターでの在籍期間が4年に達していない職員

「定着経験年数3年以下職員アンケート調査」について

1. 目的

「定着経験年数3年以下職員アンケート調査（全数調査）」を実施し、その正確な数、属性等を把握すると共に、その職員が抱えている「やりがい」や「不安」等を明らかにすることで、同じく社会福祉推進事業の中で実施する「研修カリキュラム作成委員会」における体系的な研修カリキュラムのほか、人材育成に係る仕組みやツールの検討・開発等につなげ、職員のモチベーションの維持・向上に資する。

なお、調査にあたっては今年度より新たに全センター共通の情報共有ツールとして導入したグループウェア「サイボウズ Office」を活用した。

2. 調査期間

令和元年11月11日～令和元年12月10日

3. 調査対象

定着経験年数3年以下職員（全国の地域生活定着支援センター）

4. 調査方法

インターネット調査（全数調査）

5. 調査結果

定着経験年数3年以下職員の構成比：135名／244名（55.3%）

有効回答数：128名／135名

有効回答率：94.8%

ブロック区分	3年以下職員数（総職員数）	構成比
北海道・東北	24（38）	63.1%
関東・信越	21（53）	39.6%
東海・北陸	13（31）	41.9%
近畿	17（34）	50.0%
中国・四国	36（42）	85.7%
九州	24（46）	52.1%
全国	135（244）	55.3%

6. 成果

有効回答率は94.8%であったものの、全数把握のための予備調査により、全国の定着支援センターの職員及び経験年数3年以下職員の正確な数が明らかとなったほか、3年以下職員の回答からは、定着業務に対する「やりがい」や「不安」等を拾い上げることができ、今後の人材育成に有用な材料を得ることができた。

7. 課題及び提言

(課題1)

- ・ 支援において単独で行動する時の不安や業務を遂行する時に危険を感じる等のリスクマネジメントに係るツールや、サポート体制がない。

(課題分析)

- ・ 定着支援センターが各都道府県に1か所しかないことや、そのことによりセンターのみで孤立してしまい、サポートを得るための窓口やツールがないこと、また矯正施設出所者支援という業務の特性上、職員単独で行動する時の不安や業務を遂行する時に危険を感じる等の意見があった。

(提言1)

- ・ 基礎的な対応方法や応用編等全国共通のリスクマネジメントマニュアル（対応マニュアル）の作成
- ・ 司法機関関係者等リスクマネジメントに関する有識者等を招聘した実践的なリスクマネジメント研修の検討・実施

(課題2)

- ・ 支援業務に係るノウハウや情報の共有、緊急時の対応等に関するサポート体制がない。

(課題分析)

- ・ 定着業務は領域横断的な専門性や矯正施設出所者支援等のリスクが伴う一方、職員の異動等により支援に係るセンター内のノウハウや情報共有が不足しているという意見や、支援方法、緊急時の対応を相談できるオフィシャルな窓口やツールがないという意見が多くあった。
- ・ また、支援において各センターの対応や判断、業務の遂行方法が異なることから、センター間のスムーズな連携に繋がらないといった意見もあった。

(提言2)

- ・ 定着支援センター職員がオフィシャルに相談できる窓口や機関の設置
- ・ スーパーバイザー（仮）養成講座の実施及び派遣制度の導入
- ・ テキストブック等ツールの検討・開発

(課題3)

- ・ 職員の専門的技量の向上、質の高い支援の維持が一センターでは難しく、ばらつきがある。

(課題分析)

- ・ 司法と福祉の領域をまたぐ専門性が求められる業務であるが、経験や知識が不足しているという意見や、実践力、見立て力が不足しているという意見があった。
こうした意見は「中央検討委員会」でのアンケート調査でも多く挙がっており、今年度はこれを踏まえ、同委員会を発展的に受け継ぐ「研修カリキュラム作成委員会」において、定着支援センター職員に特化した体系的な研修カリキュラムを作成しているところである。

(提言3)

- ・ 研修カリキュラムに基づく初任者研修やリーダー研修、理念研修等の全定協主催の研修や専門研修会等の各ブロック主催の研修等の継続的・体系的な実施。
- ・ より専門的な力量の向上の繋がる研修の実施。

(課題4)

- ・ 帰住先や受け入れ先等の社会資源の確保や拡大及びそれに係る普及啓発の手法、関係機関の理

解促進や連携の構築が難しい。

(課題分析)

- ・ 帰住先や受け入れ先等社会資源の確保や拡大及び普及啓発の手法、また司法・福祉・医療・行政機関等の理解促進、連携体制の構築等に困難を感じるとの意見があった。
- ・ そのため、理解促進と連携体制の構築に向けた研修やツールの作成等といった点が今後の課題である。

(提言 4)

- ・ 上記課題に関連する啓発研修の企画、実施
- ・ 障がい福祉分野や高齢者分野等に算定される加算についての研修の実施
- ・ 全国の社会福祉施設を対象としたアンケート調査の実施等
- ・ 全国統一の普及啓発研修に関するテキストの作成
- ・ 再犯防止推進法の中に社会資源の確保や拡大、普及啓発等に関する研修（ノウハウ）の実施を明記

(課題 5)

- ・ 地域生活定着促進事業の委託契約の形態が公募、随意契約、入札等各自治体で統一されておらず、職員の身分保障等をはじめ、安定的な運営体制・人員体制の構築等が難しい。

(課題分析)

- ・ 地域生活定着促進事業の委託契約について、公募、随意契約、入札等形態が様々であり、全国で統一化されていない現状から、安定的な運営体制・人員体制の構築等が難しい。また、それに関連する職員の声として、単年契約であることや予算の削減等による将来への不安等に関する意見があった。

(提言 5)

- ・ 持続可能な運営体制及び人員確保等を担保するための委託契約形態の統一化

(課題 6)

- ・ 必要な情報が円滑に共有されておらず、またそのためのツールがない。

(課題分析)

- ・ 従前より各センター内における情報共有が円滑に行われていないとの課題があり、今年度より各センター間の情報共有ツールとしてグループウェア「サイボウズ Office」を導入した。しかし「活用していない・活用したいができない」といった意見が57%を占めたほか、「サイボウズを閲覧する専用の PC がない」「使い方が難しい」「現場業務等に追われ閲覧する時間が無い」等の意見があり、サイボウズに掲載された情報等がセンター内に円滑に共有されておらず、また各職員がそうした情報を知るためのツールが有効活用されていないとの課題が浮き彫りになった。

(提言 6)

- ・ 職員個人アカウントの取得・設定
- ・ 使用方法に関するマニュアルの作成
- ・ 各センターのサイボウズ担当者に関する研修の実施
- ・ 利用促進に向けた各センターへの出張講座等の実施

8. 参考資料「定着経験年数 3 年以下職員へのアンケート調査結果」

(参考資料)

「定着経験年数 3 年以下職員へのアンケート調査結果」

「定着経験年数3年以下職員へのアンケート調査」

- ・ 対象者：全国の定着経験年数3年以下のセンター職員で、以下の通り。
 - ◆ 全国のセンター職員は244名（令和元年9月末日時点）
 - ◆ そのうち、定着経験年数3年以下（在籍期間が4年に達していない）職員は135名（令和元年9月末日時点）
 - ◆ 経験年数3年以下職員が全体に占める割合：55.3%
 - ◆ 回答者は128名（回答率94.8%）
 - ◆ 事務専従職員等は除く

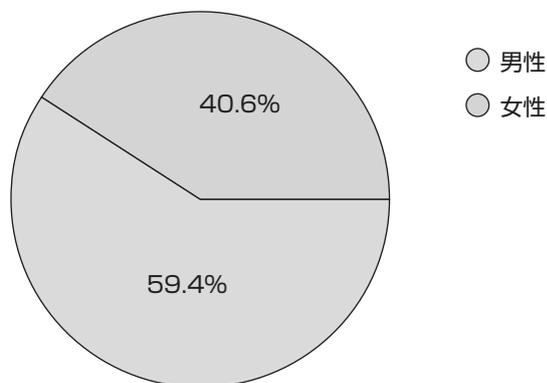
- ・ 実施方法：Google フォームによるアンケート調査
 - ◆ 全定協「ワーキング・チーム」から各センターに入力フォームを配信
 - ◆ 回答期間：令和元年11月11日～同年12月2日
 - ◆ 個人名・センター名が特定されないように配慮

「定着経験年数3年以下職員へのアンケート調査」結果

■ ご自身の性別や業務経験年数（令和元年9月末日時点）等についてお尋ねします。

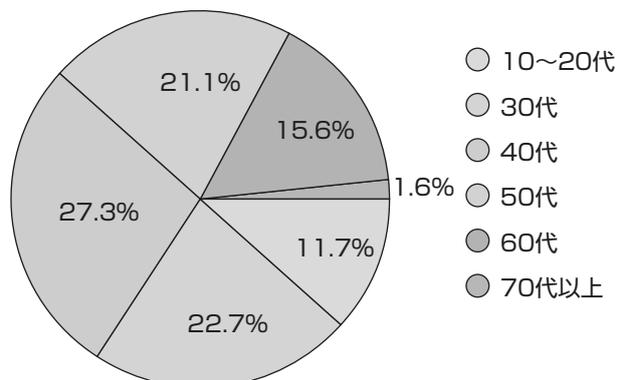
① 性別

男性	女性	合計
76名	52名	128名



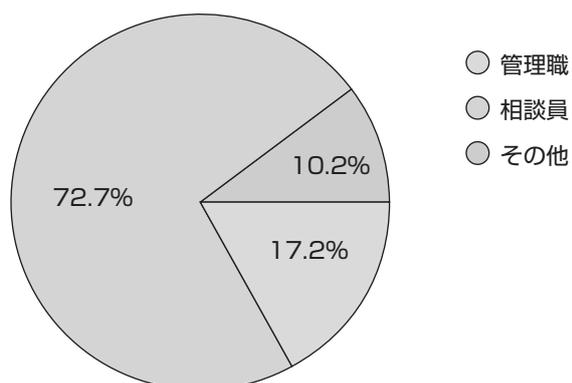
② 年代

10~20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
15名	29名	35名	27名	20名	2名	128名



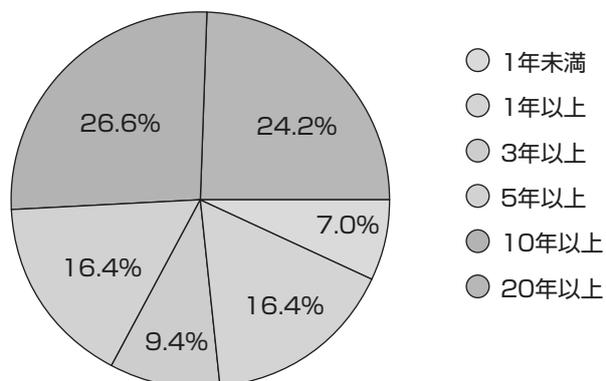
③ 役職

管理職	相談員	その他	合計
22名	93名	13名	128名



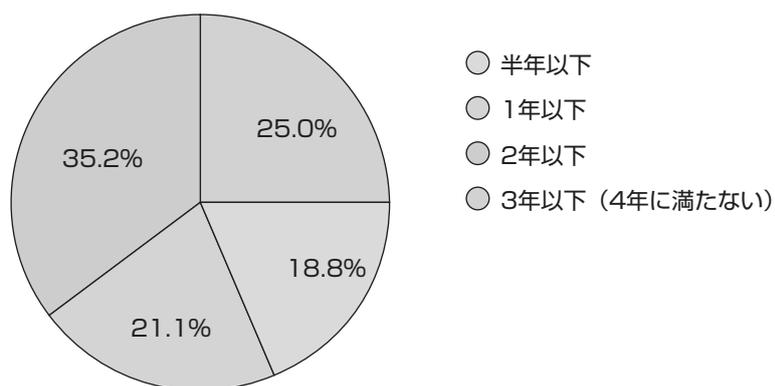
④ 福祉職経験年数

1年未満	1年以上	3年以上	5年以上	10年以上	20年以上	合計
9名	21名	12名	21名	34名	31名	128名



⑤ 定着経験年数

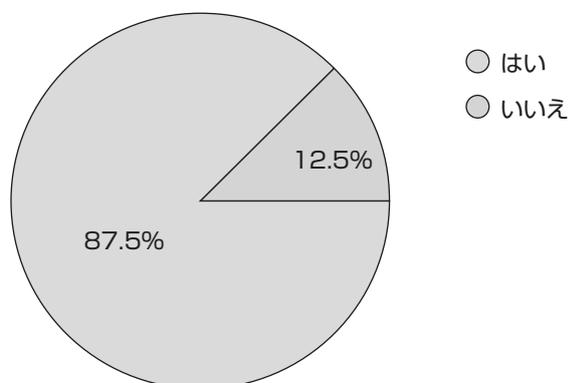
半年以下	1年以下	2年以下	3年以下	合計
24名	27名	45名	32名	128名



■ ご自身の業務についてお尋ねします。

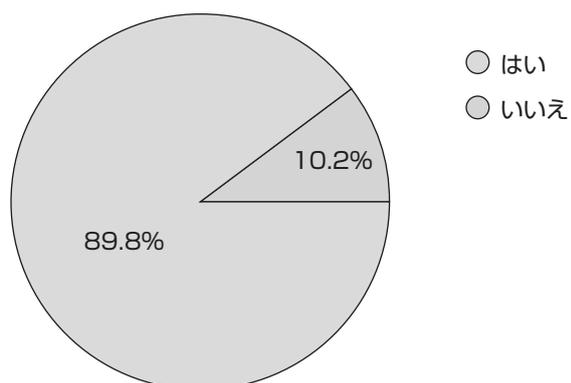
問1 業務に対して「楽しさ」や「魅力」、「やりがい」を感じていますか。

はい	いいえ	合計
112名	16名	128名



問2 業務に対して「困難」や「不安」を感じることはありますか。

はい	いいえ	合計
115名	13名	128名



問3-1 問2で「はい」と回答した方のみにお尋ねします。どういったことに「困難」や「不安」を感じますか。(複数回答可)



問3-2 問3-1で「その他」と回答した方のみ具体的に記載して下さい。(自由記述)

- ・ 嘱託職員のため、1年ごとの契約になり、将来に不安を感じる。また、県からの予算も年々減っており、将来に不安を感じる。
- ・ 受け入れてくれる機関がなかなか見つからない。
- ・ 同一案件でも支援業務協力を受ける定着と受けない定着があり、何が違うのかよく分からない。
- ・ 同じ業務をしている人が定着以外で身近にいないので、相談のしづらさは感じる。
- ・ 困難な事例の場合、医療機関、定着以外の支援者等と上手く連携がとれなかった。
- ・ 市町村域での連携支援につなげず、支援方針が行き詰まり状態になった時。
- ・ 他都道府県センターと特別調整の調整をおこなう際、受け入れてくれるか不安になる。
- ・ 帰住先の確保に苦慮するケースあり。
- ・ 受け入れ先が見つからない。
- ・ コーディネート調整における見立ての力。
- ・ 経験、知識が不足している。
- ・ 支援の姿勢、方法等、自県だけでなく他県の情報ややり方を取り入れて、自分に合う支援方法で支援したいと思うが、他支援員に「自分のやり方」以外を認めないアドバイスをいただく（本人は強要しているつもりはないと思うが）大変やりづらい。
- ・ 受入れ先の、介護施設、障害者施設の利用相談に苦勞する。
- ・ 対象者のその後の人生に多大な影響を与える責任があるから。
- ・ 施設や他機関への早期受入れが困難な場合。
- ・ 人員が不足しているため、フォローアップに細やかな対応が出来ていないと感じる。
- ・ 近隣に受け入れてくれる資源が少ない。
- ・ センター内ノウハウ共有、教育まったくなし。
- ・ 矯正施設対象者への支援を特別視する機関が多い。
- ・ 自分自身のスキルが低い。
- ・ 出所後の生活について、対象者の希望と定着Cの支援方針とが合わないことが多く、提案・説得に時間がかかる。(例、身体状況や浪費癖等、支援者から見て一人暮らしが困難であると思われるが本人はアパートでの一人暮らしを主張し続ける。)
- ・ 出所日が迫る中、なかなか帰住先や日中活動先（就労先も含む、確保が受入の前提条件である帰住先がほとんど）が決まらず、困難さや不安、焦りを感じることもある。
- ・ 適切な支援機関にコーディネートできるかどうか。
- ・ 身元保証人の問題を根本的に解決する方法がない。
- ・ 社会資源の不足により、帰住先の調整が難航する。また、緊急時対応の際、現場での判断が求められることに加え、対応が業務時間外までもつれ込んだりするとさらに不安を感じる事がある。
- ・ 非常に大切な業務であるが、予算（特に人件費）の部分で、脆弱さがあるため、長いスパンでの支援継続について不安がある。
- ・ 異性の対象者から好意を持たれている場合において、すぐに担当者を変更が難しく、その間の対象者への対応に戸惑いがある。また、職員体制の削減があり、日々の業務対応で精一杯で、上手く仕事が回らず、必要な支援が出来ていない状況にある。
- ・ 医療面の支援に関する知識の不足。
- ・ まだ勉強不足。
- ・ 帰住先調整が上手くいかない場合。

問4-1 「孤独」や「不安」を解消するために、求めることは何ですか。(複数回答可)

	人数	
必要な情報をタイムリーに知りたい	62名	62(51.2%)
困りごとを気軽に相談したい	62名	62(51.2%)
業務マニュアルが欲しい	45名	45(37.2%)
他センターのやり方が知りたい	55名	55(45.5%)
センター運営等のサポートする機関が欲しい	38名	38(31.4%)
初任者研修やフォローアップ研修等の体制充実	55名	55(45.5%)
同世代(同経験年数)の職員との交流の場が欲しい	42名	42(34.7%)

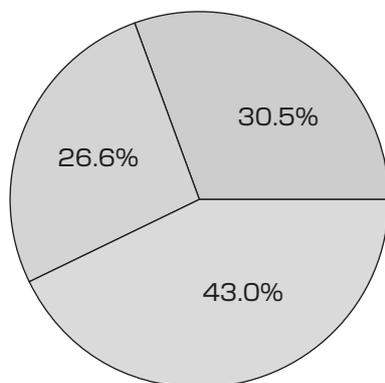
問4-2 問4-1で「その他」と回答した方のみ具体的に記載して下さい。(自由記述)

- ・身分の保証と、家族を養えるだけの給与水準の確保。
- ・上司との日常的コミュニケーション、上司からの助言。
- ・特に社会参加の支援に苦慮している。市町村域の中間支援機能・連携体制、仕組みがあるとよりきめ細かな生活支援が可能となる。
- ・基本的に組織として対応しており、孤独・不安はあまり感じない。
- ・住所地が遠隔地の場合に障がい区分などの申請を拒否される場合があるときに、通達文章の説明をしてもダメなので、サポートして欲しい。
- ・他機関や施設の刑余者の受入れに対する理解の促進。
- ・予算・人員の確保。(現在実質1.5名で支援を行っているため)。
- ・実務フローの準備、ソーシャルワーク理論に基づく実務の分析。
- ・経験年数を重ねた職員等と行動し、双方で判断が検討できる環境が欲しい。また、帰住先調整においては受入施設の空き状況等がすぐに確認できるようなツールや体制が整っていると安心できると思う。

■ 今年度、全定協の情報共有ツールとして、サイボウズを導入しました。そのサイボウズの活用状況についてお尋ねします。

問1 日頃の業務にサイボウズを活用していますか。

活用している	活用していない	活用したいが、活用できていない	合計
55名	34名	39名	128名



- 活用している
- 活用していない
- 活用したいが、活用できていない

問2 問1で「活用してない」「活用したいが、活用できていない」と回答した方のみにお尋ねします。その理由を教えてください。(自由記述)

- ・専用 PC がないため。
- ・簡単に見れない、操作できない。
- ・使い方が難しい。
- ・フォルダーや掲示板の使い分けがうまくできない。他県とのやり取りも E メールが主流でなかなか移行できない。
- ・使い方がよく分からない。
- ・欲しい回答が掲載されていない。
- ・利用方法が理解できていない。
- ・センターに1つのアカウントの為、気を使って使いにくいです。相談員1人に対して1アカウントを希望します。
- ・どのように活用していけばよいか手引書のようなものがあればありがたい。
- ・使い方や内容がよくわからない。利用方法などの手引きなどを作成して頂き皆さんに配布して頂きたい。
- ・自分の机上の PC ではサイボウズを使えないため。所長の PC のみ利用できる。
- ・サイボウズは所長のみアクセスできる。情報等は印刷し、回覧している。
- ・見る時間が持てない。その余裕がない。
- ・タブレット等で持ち運びができればよいのだが、デスクトップパソコンなので、使用できる時間が限られる。
- ・業務の合間あるいは業務終了後にサイボウズをチェックする時間等捻出できていない。
- ・スキル不足。年齢的に無理かもしれませんが、まずは、サイボウズを有効活用できるよう技術指導していただけると幸甚です。
- ・手書き等で対応しているため活用しきれっていない。
- ・ネット検索の方が詳しくわかる。

- ・アクセスの方法に難しさ（先入観）を感じる。コンテンツについてもよく把握してないので、メリットを実感できていない。
- ・十分に知識として整理する時間が取れていないことと、掲示板が若干見にくく混沌としている印象。
- ・勤務時間内に活用する時間がとれない。
- ・活用しようと思いつつ、業務の忙しさや業務になれていないことでそのままになってしまう。
- ・定着の業務は、外出時間が長く、記事投稿作業の時間を確保することが難しい。各職員が定期的に「何かを」Up するといったことがないと、活発な記事投稿とはならない。
- ・活用する機会がない。
- ・情報が雑然とした感じ。見づらい。
- ・ルーティーンにできていない。
- ・通常の業務が優先としてしまっているため。
- ・必要性を感じない
- ・オープンだけに質問しづらい。
- ・活用方法がよく分からない
- ・日々の業務に追われて、見る時間があまりないため
- ・職場でサイボウズを利用・運用しているため、全定協サイボウズは使用していない。また、全定協サイボウズは情報整理が上手くできておらず（掲示板とメッセージの利用方法がまちまちで）非常に見づらいと感じている。
- ・当方の定着の活動の発信を全定協サイトでどの程度行って良いものかと悩む点と、日々の業務で忙しくて活用まで至っていない点。
- ・まだ閲覧のみです。
- ・活用する方法を知らなかった。
- ・自分の求める情報があまりないように、思われるため。また全てチェックするのが大変であるため。
- ・活用する時間が、あまりない。
- ・定期的にログイン・確認をする時間が取れない。ログインした際、未読と既読の情報が分かりにくい。センター内部で運用方法が検討できておらず、内部でのサイボウズに掲載された情報の共有にむしろ以前より手間がかかっている印象。
- ・日常の業務に追われ、活用を考える時間がとれない。
- ・閲覧する時間がない。
- ・活用する時間的余裕がない。
- ・聞きたいことがあっても、発信しづらい。
- ・使いこなせていないため。
- ・自社で既にサイボウズ使っているのに、行事等入力するのが2度手間となる。
- ・時間的な余裕がない。
- ・サイトを確認することが日頃の習慣に出来ていないため。
- ・あまり必要性を感じない
- ・活用する時間が無い。
- ・サイボウズが習慣づいていない。確認する時間もない。
- ・使用方法がわからなかった。
- ・情報収集等で一部は活用できているが、他の部分は使い方・活かし方がわからず、サイボウ

ズの機能を十分に活用できていないと感じる。

- ・時間の余裕がない。
- ・使い方が複雑。掲示板が多くて分かりにくい。
- ・いつかと思いつつ、日常業務に追われて。
- ・単なる言い訳になってしまいますが、(定着センター長の業務以外に) 兼務発令の業務が多く、中々サイボウズを閲覧する時間も取れないのが実情となっています。
- ・業務対応に追われ、サイボウズを見る時間がない。
- ・配信された情報の活用に留まっている。
- ・特に必要性を感じなかった。
- ・まだ、業務上必要としていない。
- ・活用する立場にないと思っていた。

厚生労働省令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、
研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業」

「ワーキング・チーム報告書」

編集・発行 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 北岡 賢剛
長崎県諫早市福田町357-1
TEL：0957-23-1332
FAX：0957-24-1330
URL：<http://zenteikyo.org/>
発行日 令和2年3月31日

